（案）

第３次阿久比町地域福祉計画

（令和９年度～令和１４年度）

※本計画の内容は、今後の国の動向等により変更となる可能性があります。

阿　久　比　町

目　次

第１章　地域福祉計画の策定にあたって

１　地域福祉計画策定の背景 …… ５
２　地域福祉とは …… ５
　⑴　地域福祉とは
　⑵　地域福祉計画とは
３　地域福祉計画の圏域 …… ７
４　地域福祉計画の目的と位置づけ …… ８
　⑴　地域福祉計画の位置づけ
　⑵　地域共生社会の実現に向けて
　⑶　地域福祉の推進を図る団体
　⑷　他の関連計画との関係
　⑸　重層的支援体制整備事業
　⑹　再犯防止推進計画
　⑺　地域福祉と持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の関係
５　地域福祉計画の計画期間 …… １５
６　地域福祉計画の策定体制 …… １６

第２章　阿久比町の現状と基礎データ

１　基礎データから見る阿久比町の現状 …… １８
　⑴　人口、世帯数の推移
　⑵　年齢階級別人口
　⑶　行政区別高齢化率等の状況
　⑷　要介護（要支援）認定者数の推移
　⑸　障がい者（児）手帳所持者数の推移
　⑹　園児、児童、生徒数の推移
　⑺　生活保護者、世帯数の推移
　⑻　地域福祉活動団体の状況

第３章　阿久比町を取り巻く課題

１　住民・団体アンケート調査結果からみえた課題 …… ３１
２　団体ヒアリング調査結果からみえた課題 …… ３８
３　地域福祉ミーティングからみえた課題 …… ４０
４　第２次阿久比町地域福祉計画の取り組みからみえた課題 …… ４５
５　第３次阿久比町地域福祉計画に向けた方向性 …… ４８

第４章　地域福祉計画の基本的な考え方

１　地域福祉計画の基本理念 …… ５０
２　地域福祉計画の基本目標 …… ５１
３　施策の体系 …… ５３
　⑴　基本理念と各基本目標・基本施策・重点施策の関係
　⑵　関連する福祉分野別計画における基本目標との関係

第５章　地域福祉計画の展開

１　基本目標１「孤立なく、つながり支え合える地域づくり」 …… ５７
２　基本目標２「地域・ふくしに関心を持つことのできる地域づくり」 …… ６１
３　基本目標３「みんなが担い手になれる地域づくり」 …… ６４

第６章　地域福祉計画の推進体制

１　地域福祉計画の進行管理 …… ６８
２　地域福祉計画の評価～地域福祉計画を推進していくための評価～ …… ６９

３　社会福祉協議会の役割 ７０
４　社会福祉を目的とする事業を経営する者との連携 ７０

資料編
１　策定委員会 ７２
２　作業部会 ７４
３　事務局等 ７５
４　用語説明 ７６

※「障がい」、「障害」の表記について
　本計画では、「障がい」、「障がい者」という、ひらがな表記を用います。ただし、法律等で規定されている名称や用語等については、従来通り、「障害」と表記しています。また、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記します。

第１章　地域福祉計画の策定にあたって

１　地域福祉計画策定の背景
２　地域福祉とは
　⑴　地域福祉とは
　⑵　地域福祉計画とは
３　地域福祉計画の圏域
４　地域福祉計画の目的と位置づけ
　⑴　地域福祉計画の位置づけ
　⑵　地域共生社会の実現に向けて
　⑶　地域福祉の推進を図る団体
　⑷　他の関連計画との関係
　⑸　重層的支援体制整備事業
　⑹　再犯防止推進計画
　⑺　地域福祉と持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の関係
５　地域福祉計画の計画期間
６　地域福祉計画の策定体制

第１章　地域福祉計画の策定にあたって

１　地域福祉計画策定の背景

地域福祉計画が策定される背景には、日本社会の大きな変化と、それに伴う福祉課題の複雑化・複合化が挙げられます。まず、少子高齢化の進行により高齢化率が増加し、単身世帯や高齢者のみの世帯が増え、その結果、孤立・孤独、介護負担といった問題が地域の中で顕在化しており、従来の家庭機能を前提とした支援体制のみでは、対応が困難となっています。また、核家族化や都市化の進展により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、近隣同士での支え合いといった、相互扶助の機能が低下していると言えます。これにより、日常生活の中で困り事を抱えた人が孤立しやすくなり、地域全体で支え合える仕組みづくりが求められています。

さらに、福祉ニーズは従来のように、高齢者、障がい者、子どもといった対象ごとに分けて対応できるものではなくなり、複合的な課題として表れています。例えば、生活困窮や介護、子育て、ひきこもり、ヤングケアラーなどの課題が重なり合うケースが増えてきており、縦割りの制度では十分な支援が行き届かない状況となっています。

こうした中で、本町は計画期間を６年間とする、「第１次阿久比町地域福祉計画（計画期間：平成２７年度～令和２年度）」、「第２次阿久比町地域福祉計画（計画期間：令和３年度～令和８年度）」を策定し、「すべての人が、地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」を目標に取り組みを推進してきました。

今回、第２次阿久比町地域福祉計画の期間満了に伴い、これを継承・発展させるものとして、第３次阿久比町地域福祉計画（以下、「本計画」という。）を策定し、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政が連携を取りながら、本町の地域福祉を推進していきます。

２　地域福祉とは

⑴　地域福祉とは

地域福祉とは、地域に暮らすすべての人が、年齢や障がいの有無、家庭環境、国籍などに関わらず、安心して自分らしく生活できるよう、地域の中で支え合い、助け合う仕組みを築いていくことです。

かつて「自助」、「共助」、「公助」という３つの支え合いという考えの中で「共助」に含まれていた近隣や家族による支え合いが、少子高齢化や単身世帯の増加により、維持が難しくなりました。

そのため、国において制度的な公的保険を伴うものを「共助」と、ボランティアなどの制度に裏付けられない自発的な活動を「互助」と明確に区別し、４つの支え合いとして整理が進みました。

このような背景から、本計画においても、地域づくりを推進していくための支え合いの仕組みの再定義を行いました。

⑵　地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たす中で「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を連携させ、力を合わせるための「理念」や「仕組み」を定める計画です。

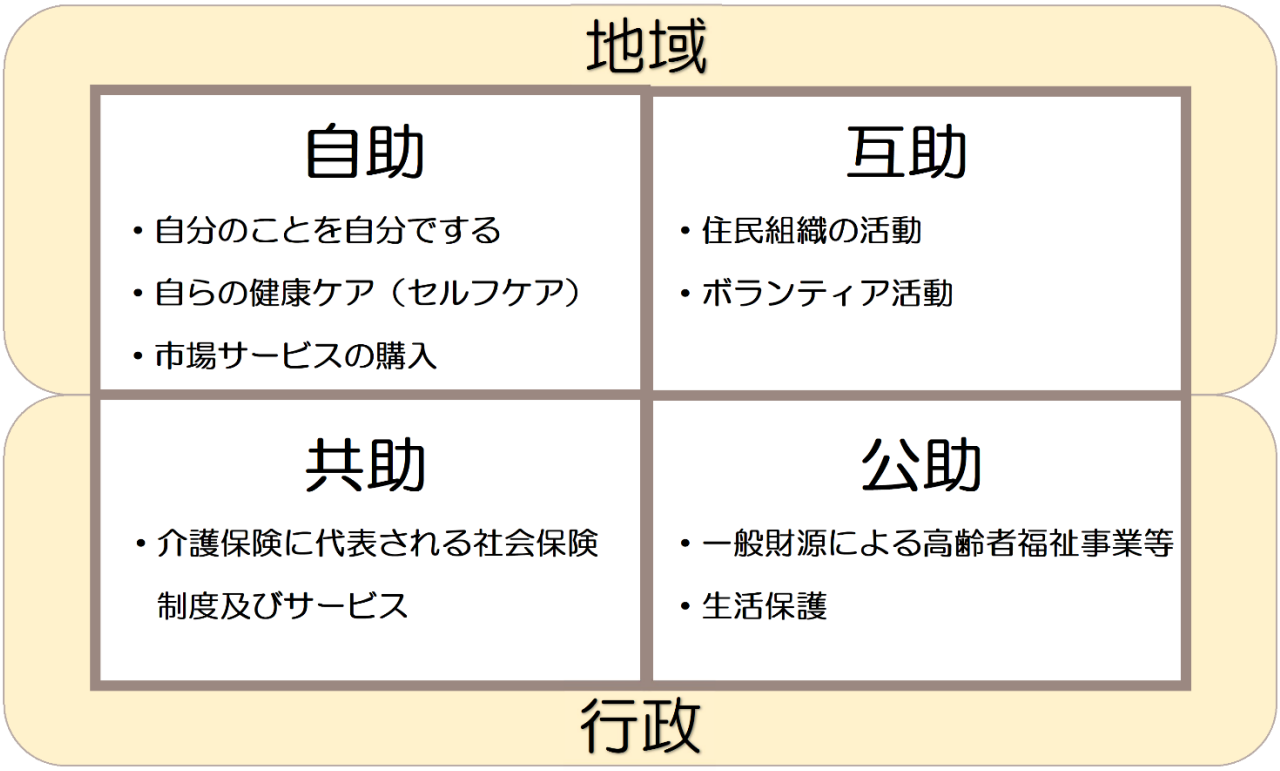

「自助」、「互助」、「共助」、「公助」が連携し、力を合わせるための「理念」や「仕組み」を定める計画

＝

地域福祉計画

３　地域福祉計画の圏域

本計画を実施するにあたり、第１次、第２次阿久比町地域福祉計画で定めた第１層（町全域）と第２層（小学校区域）、第３層（行政区域）の３つの圏域を設定し、地域の実情に合わせた最適な圏域において柔軟に取り組みを推進します。

◆福祉圏域イメージ図

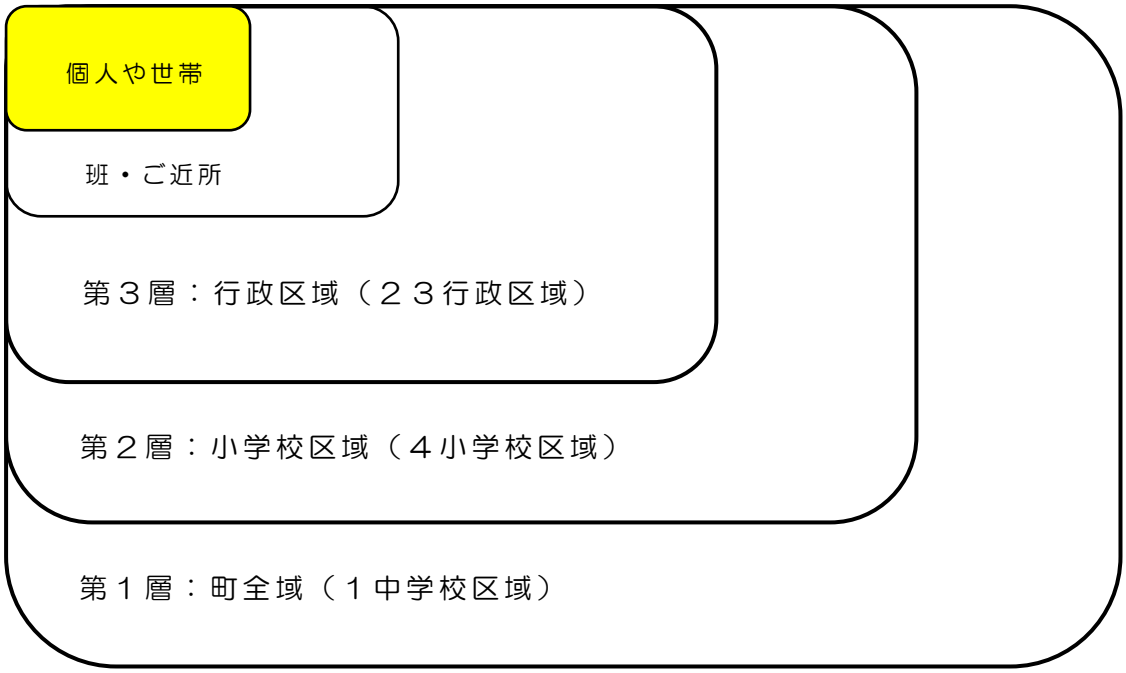

【第１層（町全域、１中学校区域）】

町全体で施策を展開することで効果が期待できる範囲です。
施策の例として、住民全体に対する啓発や講演会などの実施が考えられます。

【第２層（４小学校区域）】

４つの小学校区単位で施策を展開することで効果が期待できる範囲です。
施策の例として、１つの行政区では解決できない課題に対する取り組みの実施や、他地区との情報交換の機会などが考えられます。

【第３層（２３行政区域）】

町内の２３行政区ごとに施策を展開することで効果が期待できる範囲です。
施策の例として、身近な地域での交流や支え合い活動などが考えられます。

４　地域福祉計画の目的と位置づけ

⑴　地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条第 1 項の規定に基づき、市町村が作成する計画です。

本計画は、「第６次阿久比町総合計画」と整合性を図りつつ、高齢、障がい、子育て、保健等、多分野の計画を横断的・総合的に統合する基盤計画として位置づけられる、地域福祉推進の基本的指針となる計画です。

また、再犯の防止に関する施策を推進するための方向性を定める「再犯防止推進計画」を包含します。

⑵　地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、年齢や障がいの有無、生活上の課題に関わらず、地域に住むすべての人が互いに支え合いながら、自分らしく安心して暮らすことができる社会を目指すものです。

その実現に向けては、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、従来の「支え手」・「受け手」という関係を超えて、ともに地域づくりに参加できる環境を整えることが重要です。また、地域住民やボランティア、福祉関係機関、行政、企業などが連携し、複雑化・複合化する地域課題に対して、包括的に支援できる体制づくりが求められています。

さらに、社会的孤立者や、制度の狭間で相談先に困っている人などを早期に発見し、必要な支援につなげるため、アウトリーチや包括的な相談支援を行うこと、そして多様な地域交流や社会参加の機会を創出することで、誰もが地域とのつながりを持ち続けられる地域づくりを、進めていくことが必要です。

地域住民、関係機関、行政、そして、社会福祉協議会それぞれが役割を果たしながら協働することで「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を目指します。

⑶　地域福祉の推進を図る団体

地域福祉の推進を図る団体とは、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるために活動する団体のことです。代表的な団体として、社会福祉協議会があります。社会福祉協議会は、社会福祉法第１０９条に規定されている地域福祉の推進を目的とした公共性の高い民間団体です。住民、福祉関係機関、行政などとの連携のもと、地域の福祉課題の把握や解決に取り組み、住民主体による支え合い活動を推進しています。

また、自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人、いきいきクラブ、子ども会なども地域福祉の推進を図る団体として重要な役割を担っています。

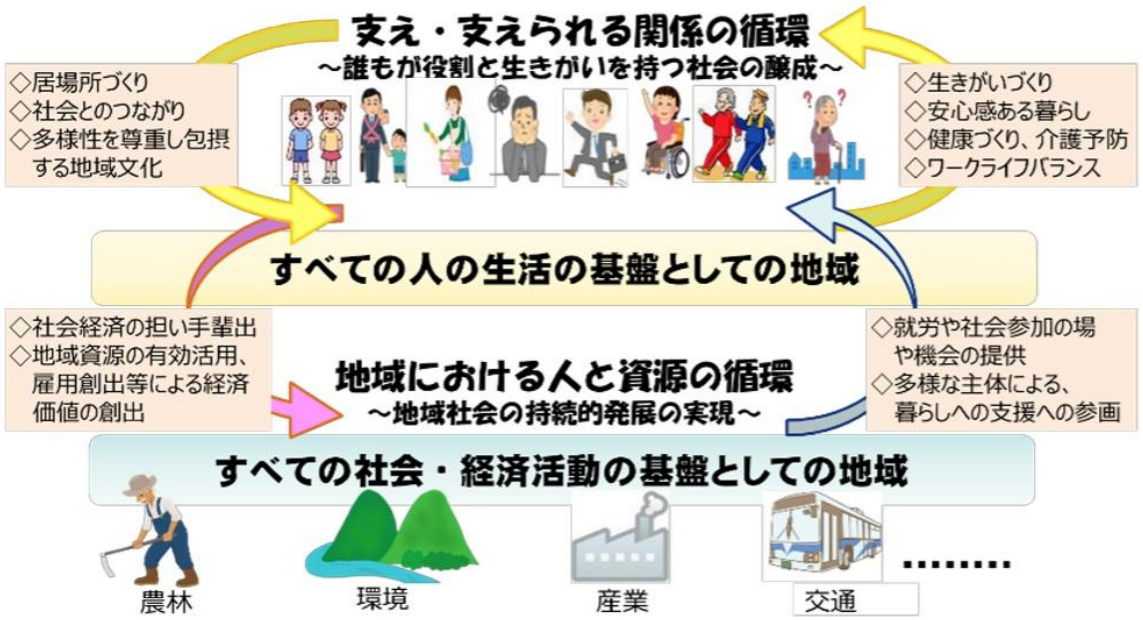

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
  （※）社会福祉法第106条の３柱書の規定
  市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

≪イメージ図≫

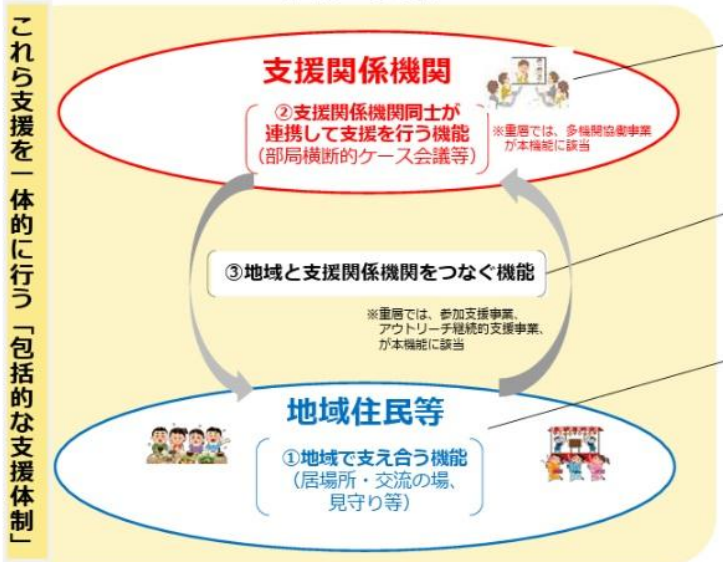

≪現行条文との関係≫

◎106条の３第１項第３号

三　生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎106条の３第１項第２号後段

二　地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎106条の３第１項第１号・２号前段

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

（注１）**地域住民等**：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（４条２項）　**支援関係機関**：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（４条３項）
（注２）包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

⑷　他の関連計画との関係

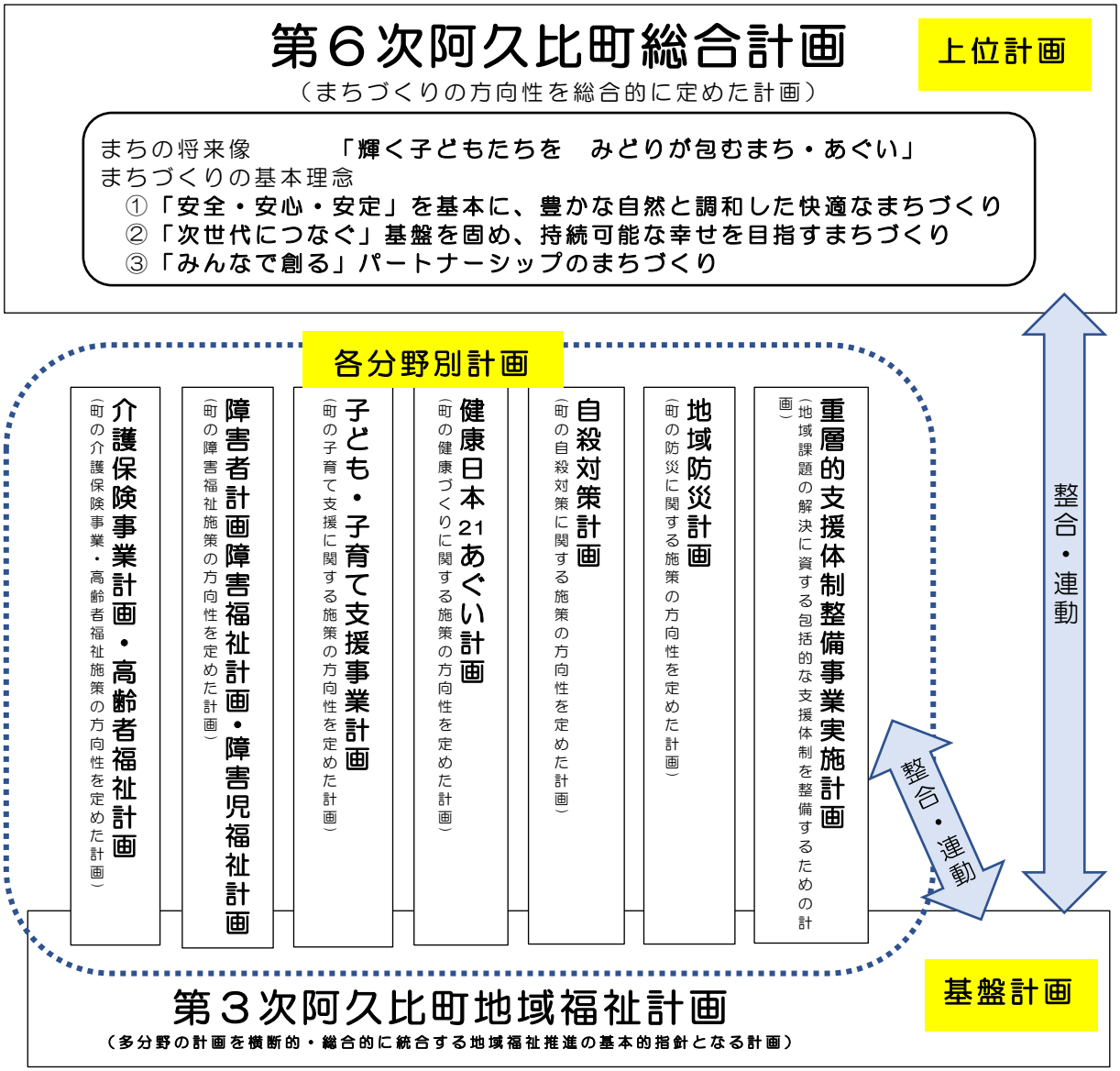

◆福祉分野の各分野別計画における理念など

分野別計画名	理念など
介護保険事業計画・高齢者福祉計画	すべての人が自分らしく、 高齢期を安心して生活できる地域共生のまちづくり
障害者計画	共に生き、共に支え合う、安心で住みよい　あぐい
子ども・子育て支援事業計画	夢ある阿久比　子どもたちの輝く未来に　みんなでチャレンジ！
健康日本 21 あぐい計画	新しい形でのつながりや支えあいによる 健康づくりを進めるまち
自殺対策計画	気づきと見守りにより、自殺のない町　阿久比町

⑸　重層的支援体制整備事業

「重層的支援体制整備事業」は、日本の福祉政策の一つで、複雑化・複合化する生活課題に対応するために、市町村が中心となって「分野横断的な支援体制」を作る取り組みです。

包括的な支援体制の整備のための一つの手法として規定された重層的支援体制整備事業は、主に以下の３つの支援で構成されています。

① 相談支援

分野を超えて必要な支援につなげるために、属性を問わず相談を受け止め支援します。

② 参加支援

社会とのつながりの弱い人（ひきこもりなど）に対して、本人ニーズと地域資源の間を取り持ち、就労支援や見守りなどを行い、社会とのつながりの回復を支援します。

③　地域づくり

交流の場や居場所づくりから住民同士のつながりや支え合いを促進し、孤立を防ぐ地域環境を整えます。

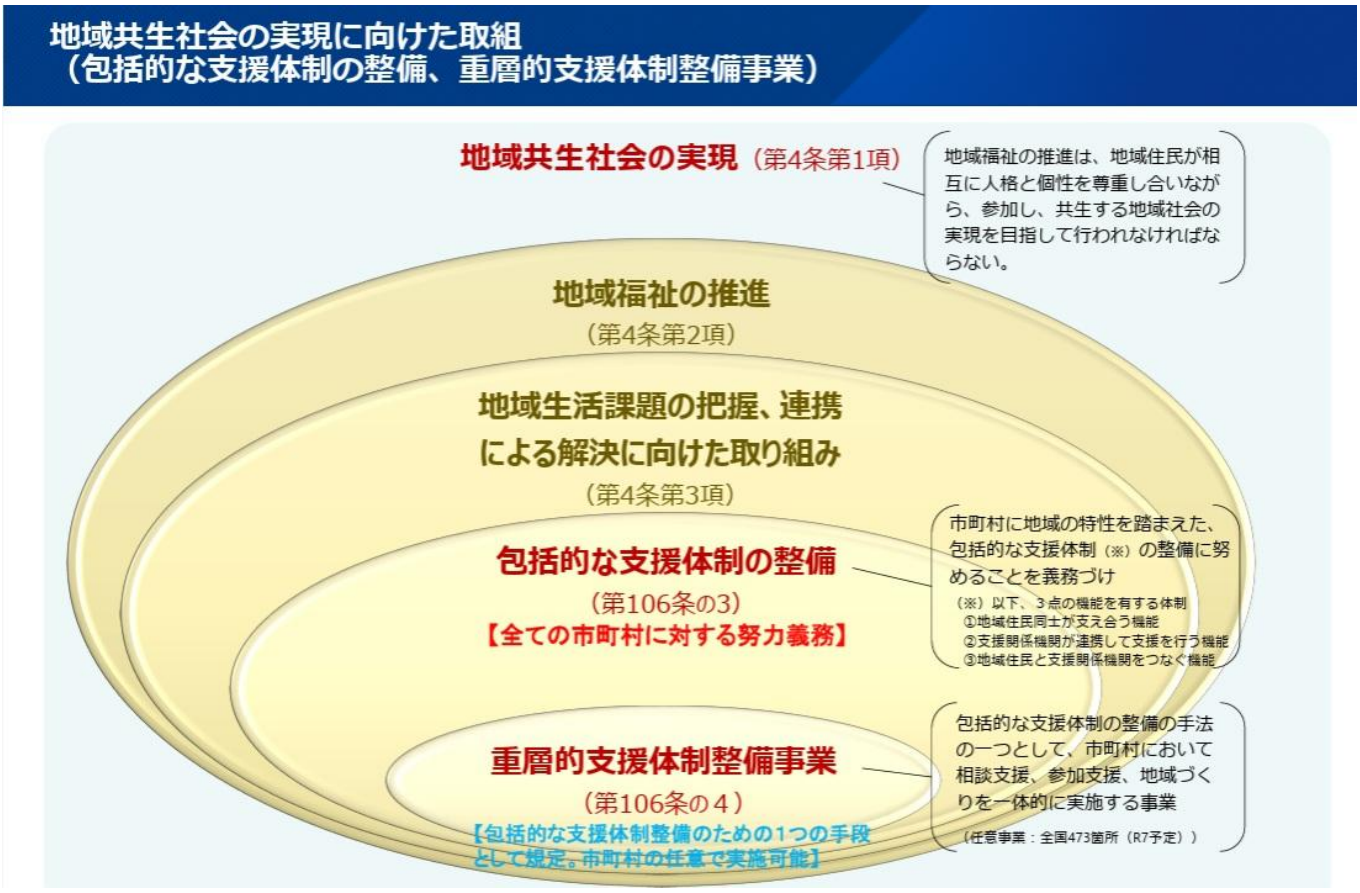

⑹　再犯防止推進計画

①　目的と背景

我が国の刑法犯認知件数は長期的に減少し、治安は改善傾向にあります。一方で、刑法犯総数に占める再犯者の割合は約半数となっており、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止することが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、国は平成２９年１２月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯防止推進計画を策定し、就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進、地域による包摂の推進など、再犯防止に向けた施策を総合的に進めています。

また、同法では、地方公共団体に対し、国との適切な役割分担のもと、地域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を定めています。

本町においても、国及び愛知県の動向を踏まえ、関係機関や民間団体と連携しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止することで、住民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

愛知県内の刑法犯総数及び再犯者数の推移

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
刑法犯総数（人）	12,263	12,218	11,396	12,298	12,578	12,641
再犯者数（人）	5,815	5,637	5,300	5,564	5,491	5,608
再犯率（％）	47.4	46.1	46.5	45.2	43.7	44.4

（出典）愛知県警察「犯罪統計書」

②　位置づけ

本町では再犯防止を推進することが、地域共生社会の実現のために必要な取り組みのひとつであると考え、より連携的な効果を期待し「再犯防止推進計画」を単独の計画とせず、本計画と一体的に策定します。

③　取り組み内容

広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等が再び地域社会の一員として生活していくためには、地域の理解と協力のもと、社会的孤立を防ぎ、円滑な社会復帰を支援していくことが重要です。

そのためには、地域における再犯防止の取り組みを推進するとともに、住民一人ひとりが再犯防止の意義や必要性について理解を深めることが求められます。

また、犯罪被害者等への支援の充実を図りながら、犯罪のない明るい地域社会の実現に向けて、再犯防止に関する広報・啓発活動を積極的に実施し、住民の関心と理解を促進していく必要があります。

本町の取り組み

取り組み	内容
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について、理解促進のために実施します。 【主な活動】 ・習字作品の募集 ・各種団体の合同町内パトロール ・ミニ集会
更生保護女性会、保護司会の活動支援	講演会や地域でのパトロールなどを通じて、罪を犯した人や非行少年の更生に協力する更生保護女性会、保護司会の活動を支援します。
広報、ホームページでの啓発	広報誌やホームページなどを活用し、再犯防止の必要性や犯罪をした者等の更生支援に関する情報を発信します。 また、各種啓発活動や関連事業を周知することで再犯防止に対する理解と関心を深め、地域全体で更生を支える意識の醸成を図ります。
過去に犯罪に関わった人の相談窓口	困りごとに寄り添い、関係機関との分野を超えた連携による、切れ目のない支援を行います。

⑺　地域福祉と持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の関係

「ＳＤＧｓ（エスディージーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で２０１５年９月の国連サミットで採択されました。２０３０年に向けて世界中で達成すべき事柄として、１７の目標と１６９のターゲットで構成されています。

令和元年に、愛知県が「ＳＤＧｓ未来都市」に内閣府から選定され、本町においてもＳＤＧｓの目標達成に寄与する取り組みが求められています。地域福祉を推進する上でもＳＤＧｓの視点を持ち、地域生活課題に対応していく必要があります。



特に本計画と関連が強いもの

1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的(※)かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する

11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

５　地域福祉計画の計画期間

本計画は、令和９年度から令和１４年度までの６年間を計画期間とします。その中で、設定された理念や基本目標を基に取り組むべき施策・事業を展開し、計画の達成に向けて、推進します。

また、分野別計画に関しては、基盤計画となる本計画の動きに連動する形で推進し、現計画期間の満了の際にも本計画に連動するように次期計画を策定します。

◆上位計画と各分野別計画の計画期間

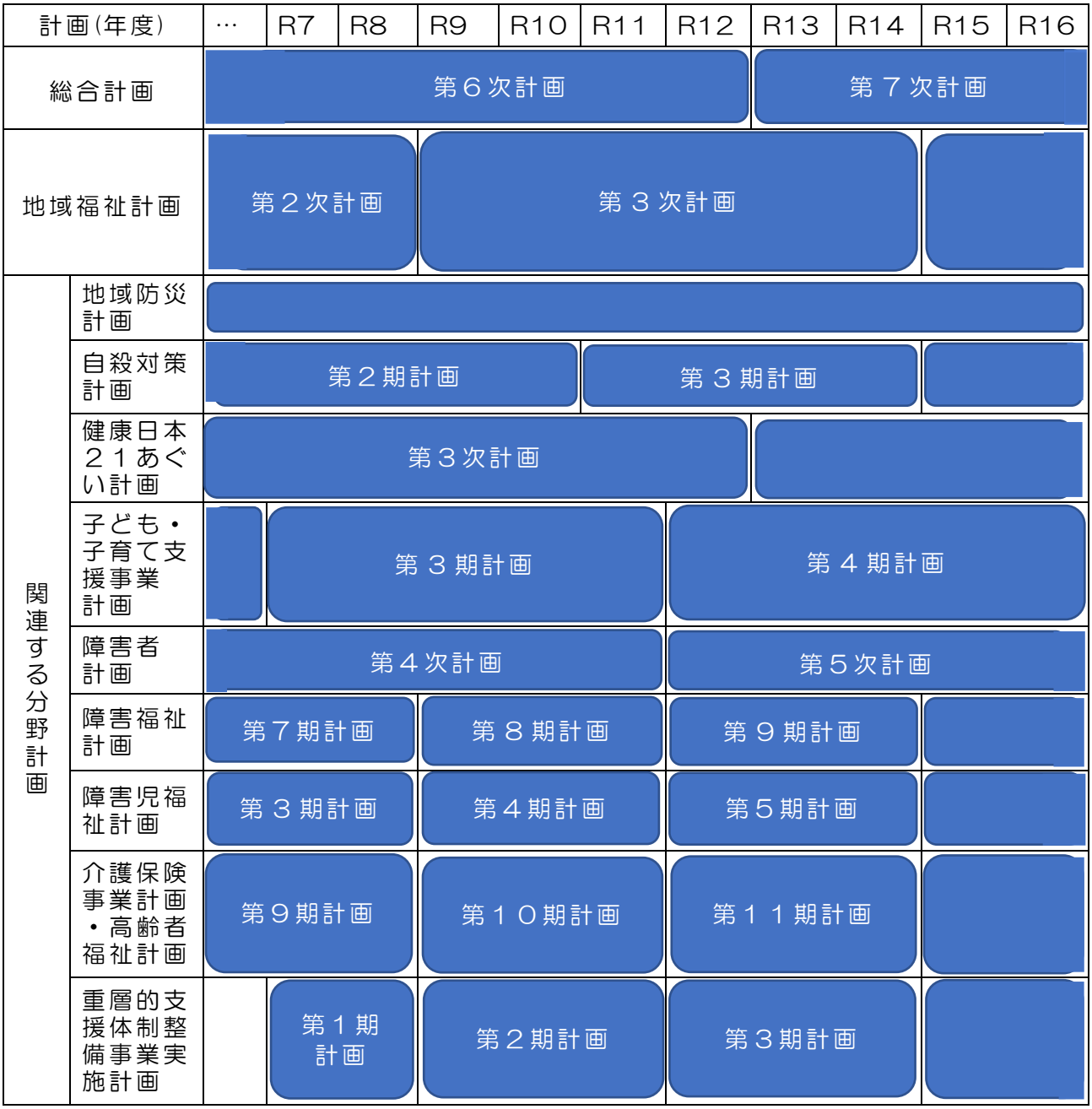

※「地域防災計画」には期別の表記がありません。

６　地域福祉計画の策定体制

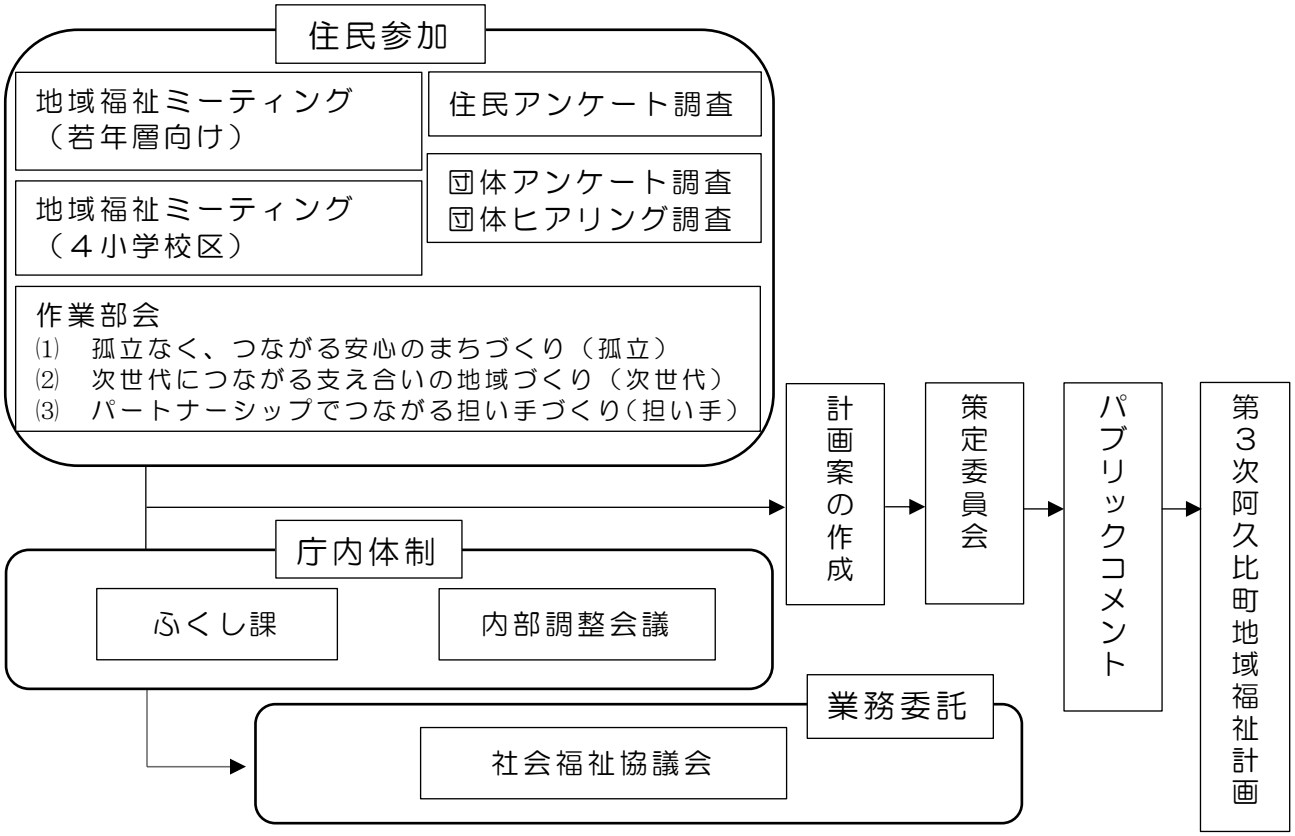

項目	説明
策定委員会	地域関係者、福祉関係者、福祉関係事業者、学識経験者などで構成する策定委員会を設置し、地域福祉計画の方向性や計画案の審議を行いました。
作業部会	住民参加の一環として、地域関係者、民生委員・児童委員、町内の福祉事業所、当事者団体、行政職員などで構成する作業部会を設置し、具体的な事業・活動案を検討しました。
地域福祉ミーティング	住民参加の一環として、若者層（12 歳～22 歳前後）と町内 4 小学校区で地域福祉ミーティングを開催し、住民が日ごろ考えている地域での課題や解決のためのアイデアについてワークショップ形式で意見交換会を行いました。
住民アンケート調査	地域福祉に関連するアンケートを、町内で無作為抽出した 2000 人に対して、実施しました。
団体アンケート調査	各種ボランティア団体へ地域活動に対するアンケートを実施しました。
団体ヒアリング調査	団体アンケート調査の対象団体の中から分野別で一部団体に聞き取り調査を実施しました。
内部調整会議	庁内の体制として、地域福祉に関係する各課長で構成する内部調整会議を設置し、各部署が管轄する総合計画、分野別計画との連携を図りながら、町役場内の関係部署間の調整や計画の内容を検討しました。
パブリックコメント	計画案に対して、広く住民に意見を求めました。
ふくし課	計画策定の主管課であり、策定に関する事項の総合調整を実施しました。
社会福祉協議会	阿久比町からの委託を受け、地域福祉ミーティング、住民・団体アンケート調査など策定に関する業務、事業を実施しました。

第２章　阿久比町の現状と基礎データ

１　基礎データから見る阿久比町の現状
- ⑴　人口、世帯数の推移
- ⑵　年齢階級別人口
- ⑶　行政区別高齢化率等の状況
- ⑷　要介護（要支援）認定者数の推移
- ⑸　障がい者（児）手帳所持者数の推移
- ⑹　園児、児童、生徒数の推移
- ⑺　生活保護者、世帯数の推移
- ⑻　地域福祉活動団体の状況

第２章　阿久比町の現状と基礎データ

１　基礎データから見る阿久比町の現状

⑴　人口、世帯数の推移

阿久比町の令和８年３月３１日現在における人口は、27,839 人であり、世帯数は 11,185 世帯となっています。過去には新興住宅地の開発による年少人口の急激な増加がありましたが、近年では全国的な傾向と同様に、年少人口の減少と高齢者人口の増加がみられます。

（単位：人）

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和１２年（推計値）
人口	28,595	28,564	28,346	28,203	28,042	27,839	27,815
男	14,179	14,153	14,029	13,953	13,860	13,764	―
女	14,416	14,411	14,317	14,250	14,182	14,075	―
０歳～14 歳人口（年少人口比率）	4,846	4,832	4,712	4,611	4,440	4,216	―
	16.9%	16.9%	16.6%	16.3%	15.8%	15.1%	―
15 歳～64 歳人口（生産年齢人口比率）	16,296	16,246	16,149	16,087	16,109	16,123	―
	57.0%	56.9%	57.0%	57.0%	57.4%	57.9%	―
65 歳以上人口（高齢者人口）	7,453	7,486	7,485	7,505	7,493	7,500	―
	26.1%	26.2%	26.4%	26.6%	26.7%	26.9%	―
世帯数	10,875	10,934	10,980	11,074	11,146	11,185	―

資料：戸籍住民係（各年３月最終開庁日基準）
令和１２年は阿久比町地方創生総合戦略（第３期総合戦略）

◆人口、世帯数の推移

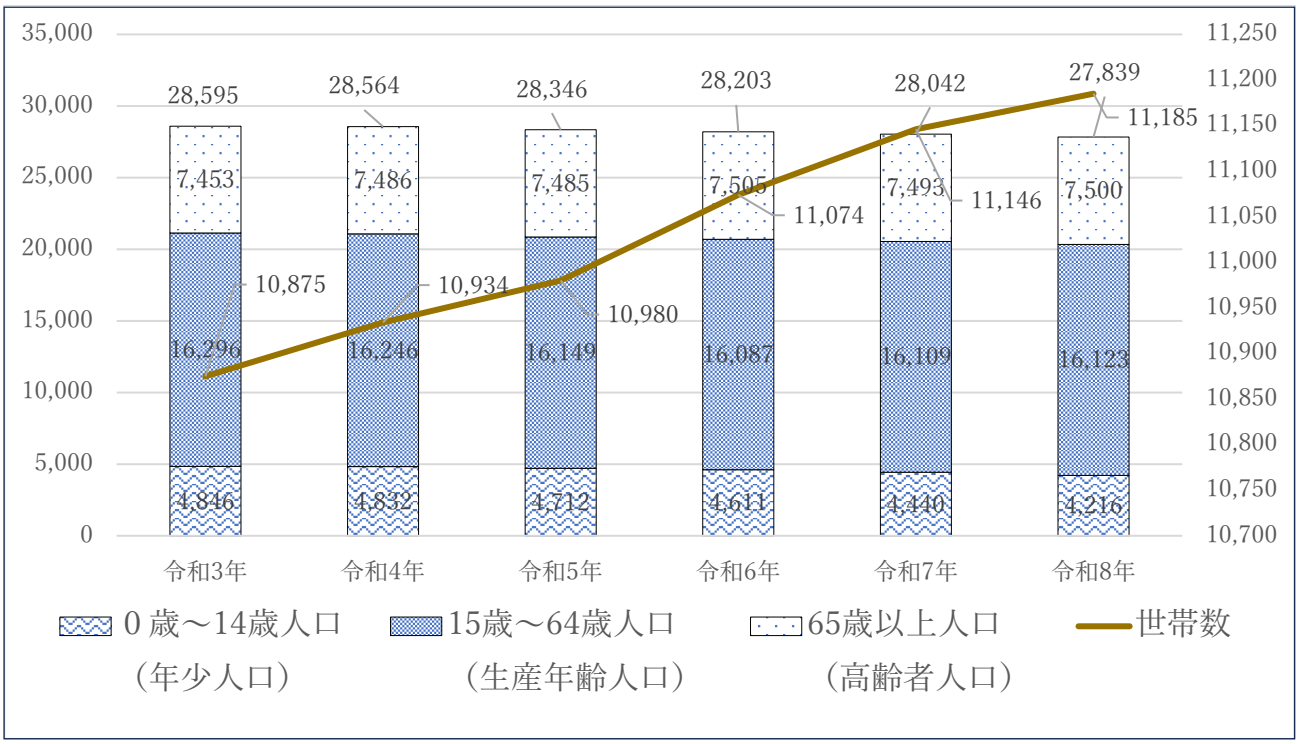

⑵　年齢階級別人口

令和８年３月３１日現在の年齢階級別人口では、「５０歳～５４歳」の人口が最も多く、次いで「45 歳～49 歳」、「４０歳～４４歳」、「７５歳～７９歳」の順に人口が多くなっています。

それに次いで「１０歳～１４歳」の人口が多くなっているのも阿久比町の特徴です。

◆年齢階級別人口

（単位：人）

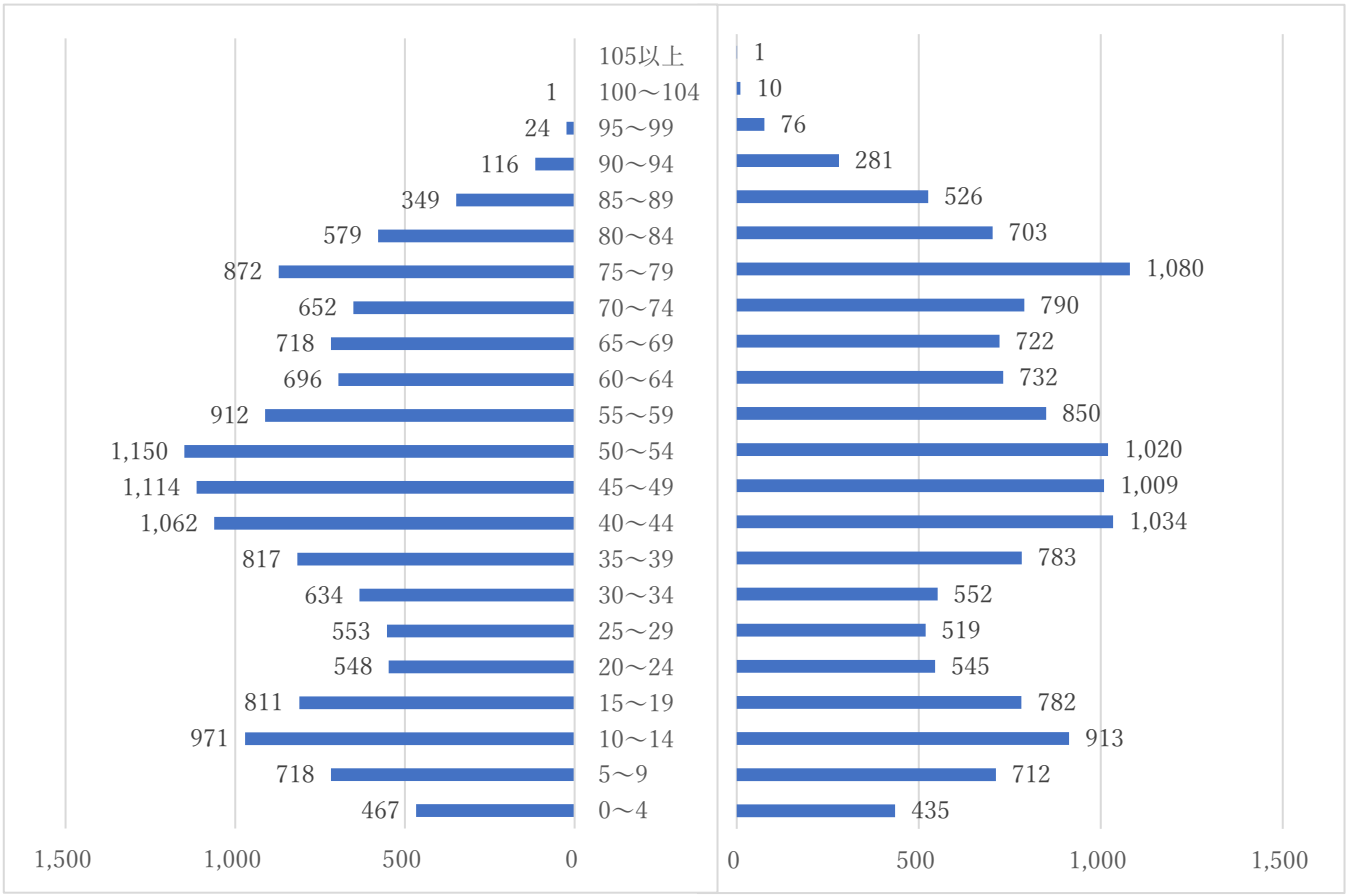

男　　女

令和８年３月３１日現在

⑶　行政区別高齢化率等の状況

行政区別の年少人口率、高齢化率、後期高齢化率では、行政区ごとに特徴があることがわかります。

高齢化率では、高根台地区 49.1%が一番高く、次いで福住園高台地区 42.9%、白沢台地区 42.8%となっています。後期高齢化率では、白沢台地区が 33.3%と一番高く、次いで福住園高台地区 32.2%、高根台地区 31.3%となっています。

年少人口率では、陽なたの丘地区が 32.7%と最も高く、次いで宮津地区 18.6%、卯之山地区 18.3%と続いています。

一時期の年少人口の増加はすでにピークを越え、第２次の計画策定時と比べて高齢者人口は減っている一方で、後期高齢者人口が大幅に増加しており、年少人口の減少も伴って全国的な少子高齢化への進行に準ずる形となっています。

（単位：人）

学区	行政区	世帯数（世帯）	人口	年少人口（0～14歳）	年少人口率	高齢者人口（65歳以上）	高齢化率	後期高齢者人口（75歳以上）	後期高齢化率
東部	横松	101	261	28	10.7%	105	40.2%	67	25.7%
	萩	118	292	19	6.5%	97	33.2%	70	24.0%
	宮津	694	1,950	362	18.6%	373	19.1%	209	10.7%
	宮津団地	816	1,832	210	11.5%	585	31.9%	317	17.3%
	宮津山田	369	876	127	14.5%	344	39.3%	244	27.9%
	陽なたの丘	880	3,173	1,037	32.7%	107	3.4%	52	1.6%
英比	板山	326	787	79	10.0%	291	37.0%	166	21.1%
	福住	299	740	87	11.8%	274	37.0%	178	24.1%
	福住園高台	258	546	36	6.6%	234	42.9%	176	32.2%
	白沢	933	2,135	291	13.6%	632	29.6%	407	19.1%
	白沢台	249	598	57	9.5%	256	42.8%	199	33.3%
	高根台	576	1,294	124	9.6%	636	49.1%	405	31.3%
	坂部	606	1,495	211	14.1%	380	25.4%	225	15.1%
	卯之山	484	1,216	222	18.3%	319	26.2%	213	17.5%
	阿久比団地	169	390	53	13.6%	159	40.8%	108	27.7%
	メイツ巽ケ丘	104	204	8	3.9%	65	31.9%	36	17.6%
草木	草木	1,515	3,643	486	13.3%	999	27.4%	564	15.5%
南部	阿久比	420	1,025	105	10.2%	282	27.5%	163	15.9%
	椋岡	240	565	42	7.4%	195	34.5%	127	22.5%
	矢口	254	607	76	12.5%	179	29.5%	109	18.0%
	高岡	139	337	20	5.9%	131	38.9%	76	22.6%
	植	1,126	2,546	338	13.3%	587	23.1%	362	14.2%
	大古根	509	1,327	198	14.9%	270	20.3%	145	10.9%
合計		11,185	27,839	4,216	15.1%	7,500	26.9%	4,618	16.6%

資料：戸籍住民係（令和８年３月３１日現在）

⑷　要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は年々増加している状況です。要支援と要介護１までの、いわゆる軽度者が全体の半数を占めています。高齢者数の増加に伴い、今後も認定者が増加していくことが考えられます。

（単位：人）

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
要支援１	168	173	152	147	132	125
要支援２	185	203	230	231	254	251
要介護１	215	230	231	226	219	219
要介護２	175	171	175	181	185	188
要介護３	123	136	155	155	163	159
要介護４	131	150	138	129	154	142
要介護５	93	85	88	88	96	86
要介護（要支援）認定者合計	1,090	1,148	1,169	1,157	1,203	1,170

資料：第９期阿久比町介護保険事業計画・高齢者福祉計画より

◆要介護（要支援）認定者数の推移

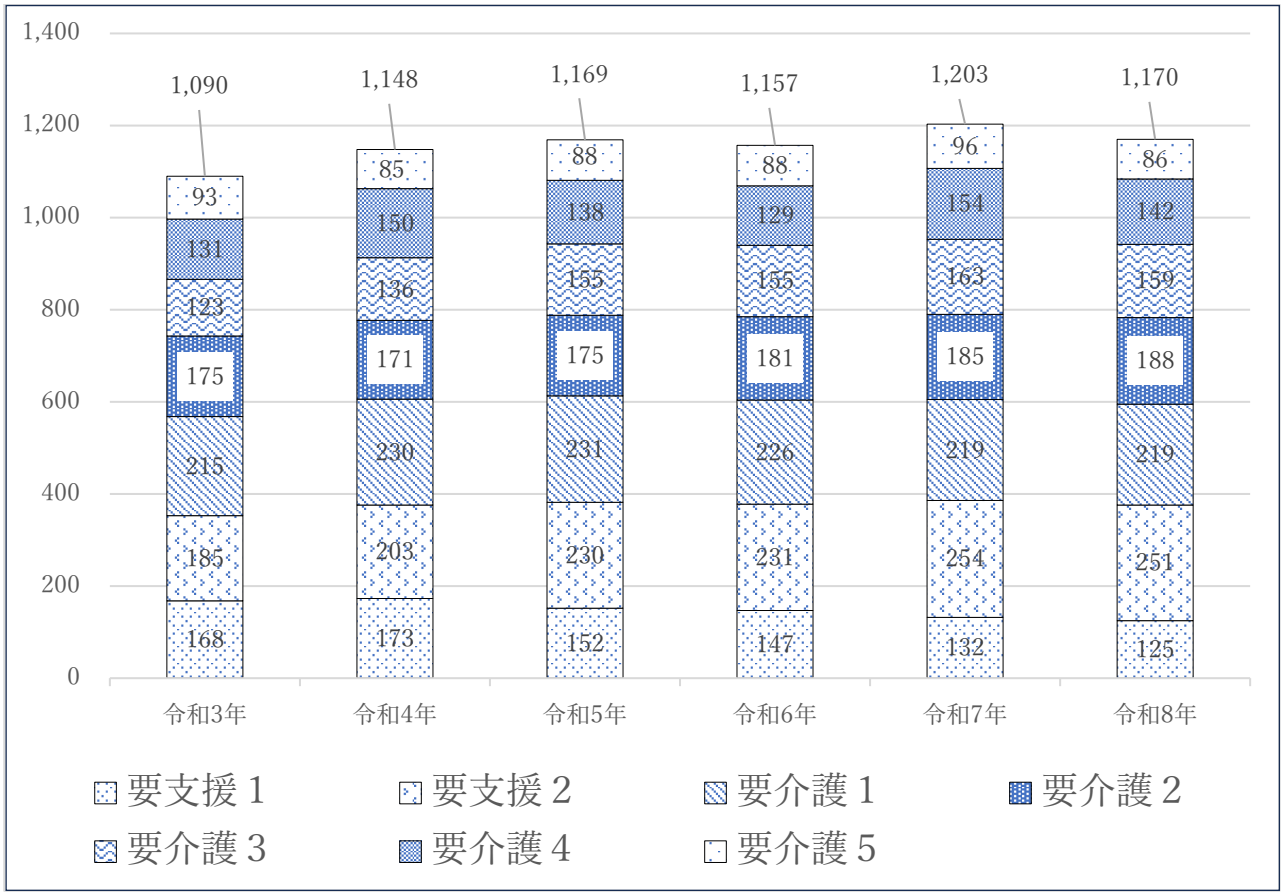

⑸　障がい者（児）手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数では、総数は微減しています。級別にみても全体的にほぼ横ばいか、減少傾向にあります。また障がい別でも同じく全体的に減少傾向にあります。

（単位：人）

級別	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
１級	238	243	251	246	245	236
２級	107	106	97	94	93	99
３級	178	174	176	172	167	164
４級	201	195	186	181	171	166
５級	44	45	45	44	39	36
６級	39	37	39	41	37	36
合計	807	800	794	778	752	737

資料：町政概要（各年４月１日現在）

（単位：人）

障がい別	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
視　覚	34	32	29	34	34	39
聴　覚	47	47	48	52	52	49
言　語	5	6	7	7	6	6
肢　体	434	416	405	394	370	352
内　部	287	299	305	291	290	291
合　計	807	800	794	778	752	737

資料：町政概要（各年４月１日現在）

◆身体障害者手帳所持者数の推移

（人）

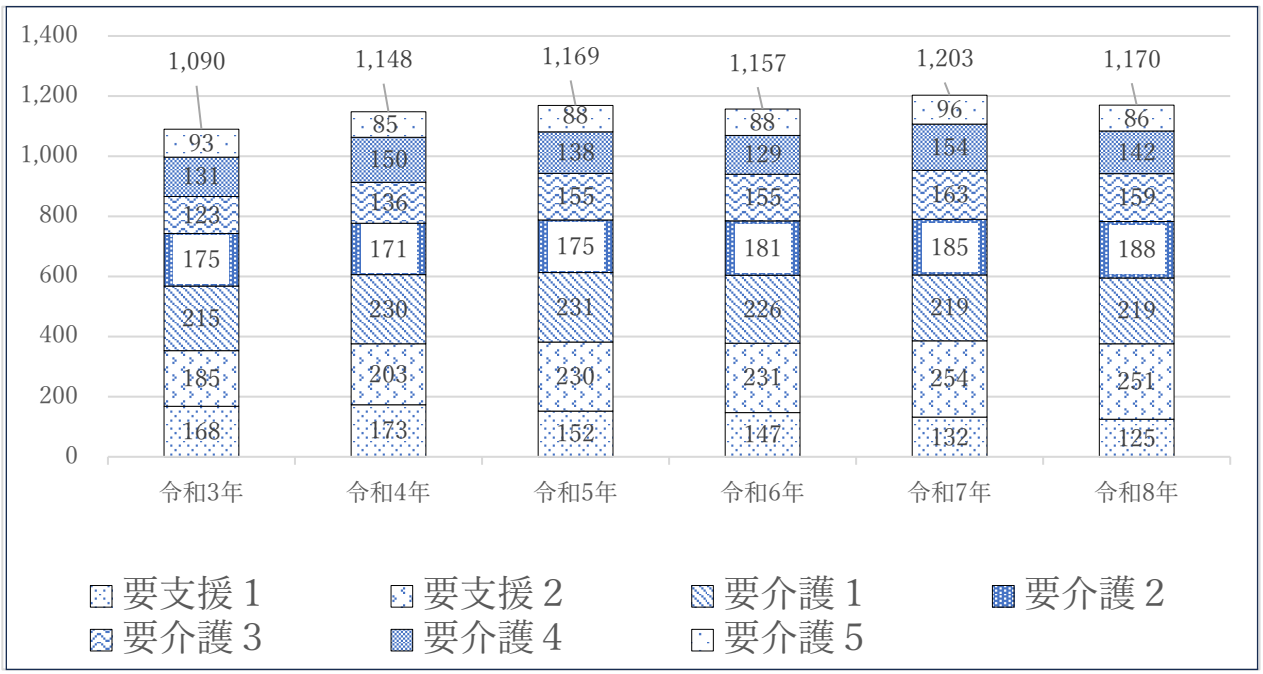

②療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

（単位：人）

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
A　ＩＱ35以下	75	77	79	82	81	83
18歳以上	55	58	59	59	59	59
18歳未満	20	19	20	23	22	24
B　ＩＱ36～50	58	61	60	62	62	64
18歳以上	44	45	46	48	46	50
18歳未満	14	16	14	14	16	14
C　ＩＱ51～75	80	79	91	94	102	115
18歳以上	30	33	38	35	46	50
18歳未満	50	46	53	59	56	65
合計	213	217	230	238	245	262
18歳以上　合計	129	136	143	142	151	159
18歳未満　合計	84	81	87	96	94	103

資料：町政概要（各年４月１日現在）

◆療育手帳所持者数の推移

（人）

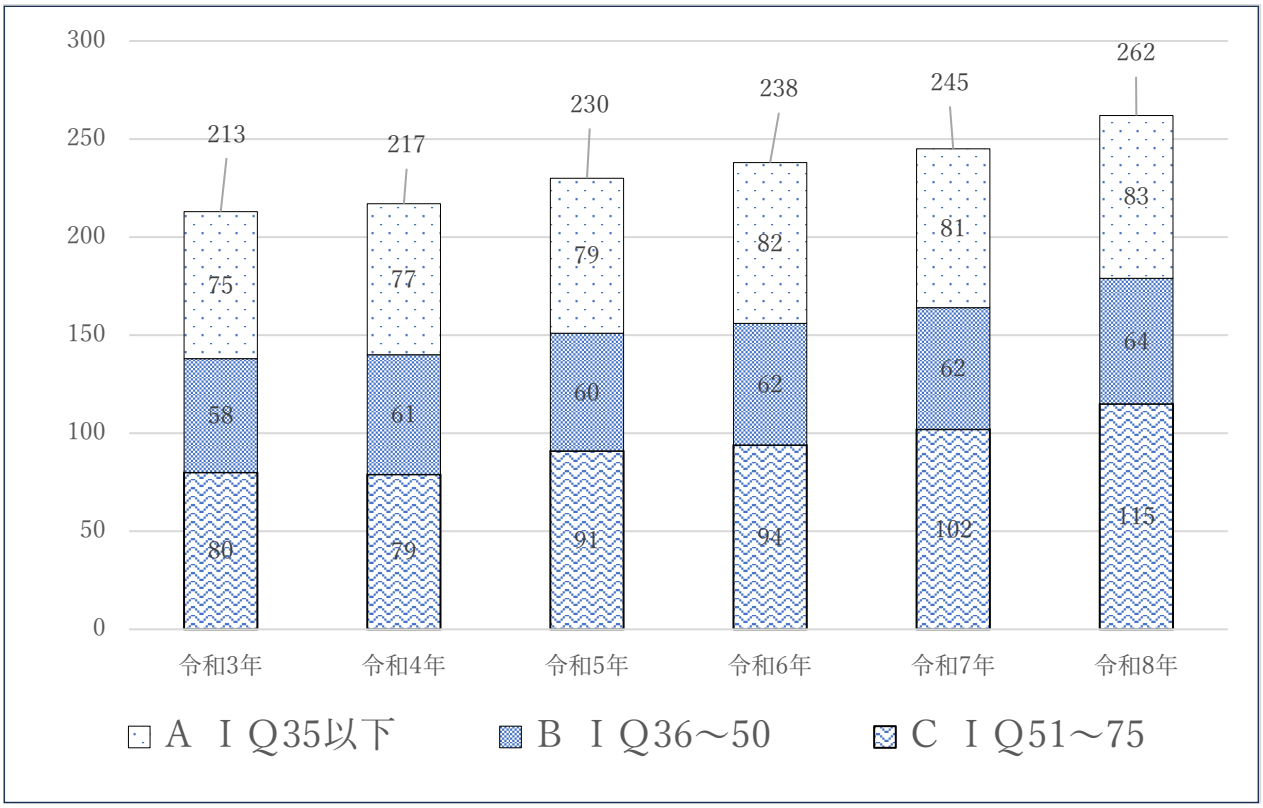

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

（単位：人）

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
１級	32	32	30	28	31	40
18 歳以上	32	32	30	28	31	39
18 歳未満	0	0	0	0	0	1
２級	118	139	153	185	206	215
18 歳以上	116	135	146	176	196	204
18 歳未満	2	4	7	9	10	11
３級	58	62	76	74	84	83
18 歳以上	56	62	75	73	82	80
18 歳未満	2	0	1	1	2	3
合計	208	233	259	287	321	338
18 歳以上　合計	204	229	251	277	309	323
18 歳未満　合計	4	4	8	10	12	15

資料：町政概要（各年４月１日現在）

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

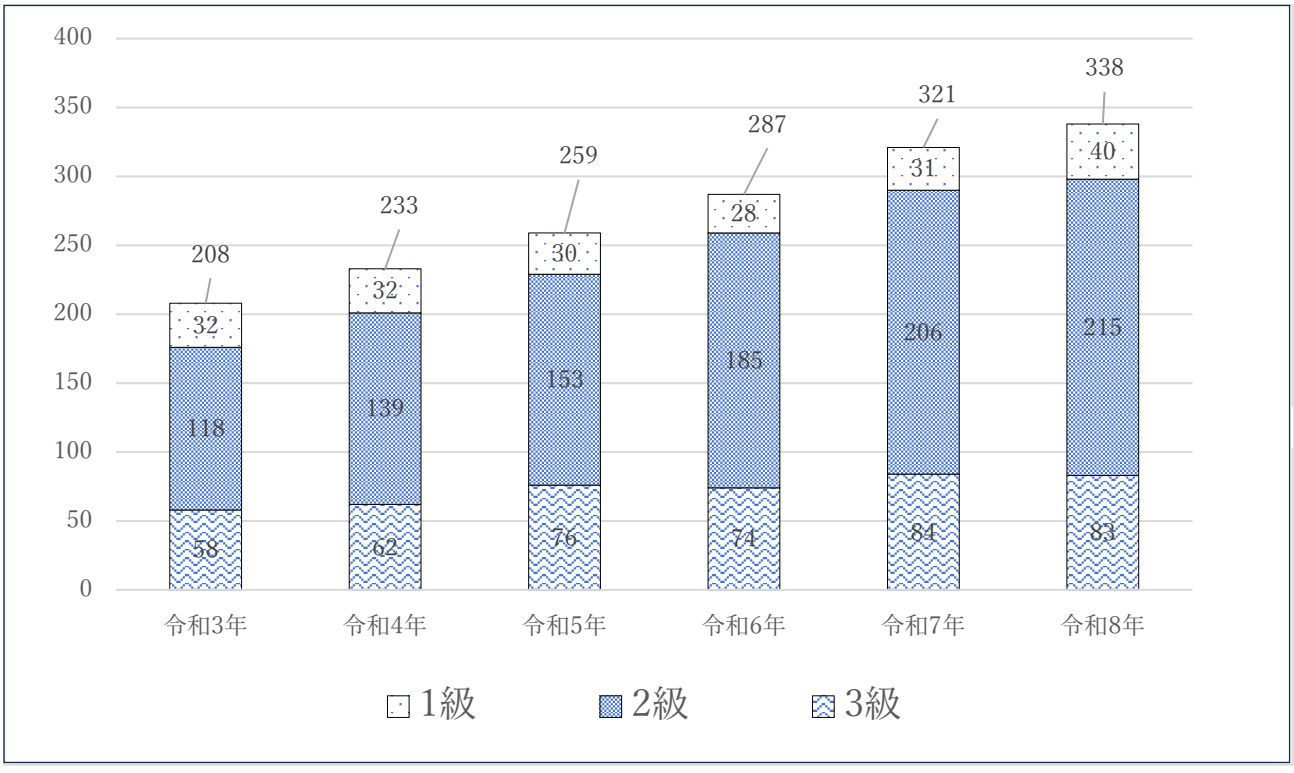

⑹　園児、児童、生徒数の推移

園児（保育園、幼稚園、こども園）、児童（小学校）、生徒（中学校）数の推移では、中学校の生徒数は増えているものの、その他の人数は年々減少傾向にあります。

第２次阿久比町地域福祉計画策定時には急増していた児童数もピークを迎え、進学に伴い中学校の生徒が増えているものの、今後は全体を通して減少していくことが見込まれます。

（単位：人）

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
１ 英比保育園	196	197	182	181	187	182
２ 草木保育園	106	110	100	89	78	73
３ 宮津保育園（R8～宮津こども園保育園部分）	140	118	112	118	99	95
４ 城山保育園	50	60	43	46	50	53
５ 東部保育園	93	103	98	87	64	64
６ 中部保育園	63	56	53	47	44	39
７ ひなた保育園	27	27	19	21	27	27
８ SAKURA 保育園	61	58	56	58	59	60
９ いしざかやまこどもえん（保育園部分）	79	84	85	85	91	91
保育園合計	815	813	748	732	699	684
10 いしざかやまこどもえん（幼稚園部分）	11	14	17	14	13	13
11 ほくぶ幼稚園	131	131	115	103	81	39
12 宮津こども園（幼稚園部分）	―	―	―	―	―	24
幼稚園合計	142	145	132	117	94	76
13 東部小学校	966	928	879	791	721	633
14 英比小学校	643	690	739	766	788	736
15 草木小学校	265	252	240	236	229	214
16 南部小学校	367	359	353	337	317	301
小学校合計	2,241	2,229	2,211	2,130	2,055	1,884
17 阿久比中学校	856	944	998	1,070	1,087	1,110
幼保小中学校合計	4,054	4,131	4,089	4,049	3,935	3,754

注：宮津保育園は現在宮津こども園

資料：町政概要（保育園：各年４月１日現在）

（幼稚園・小学校・中学校：各年５月１日現在）

◆園児、児童、生徒の施設利用者数の推移

（人）

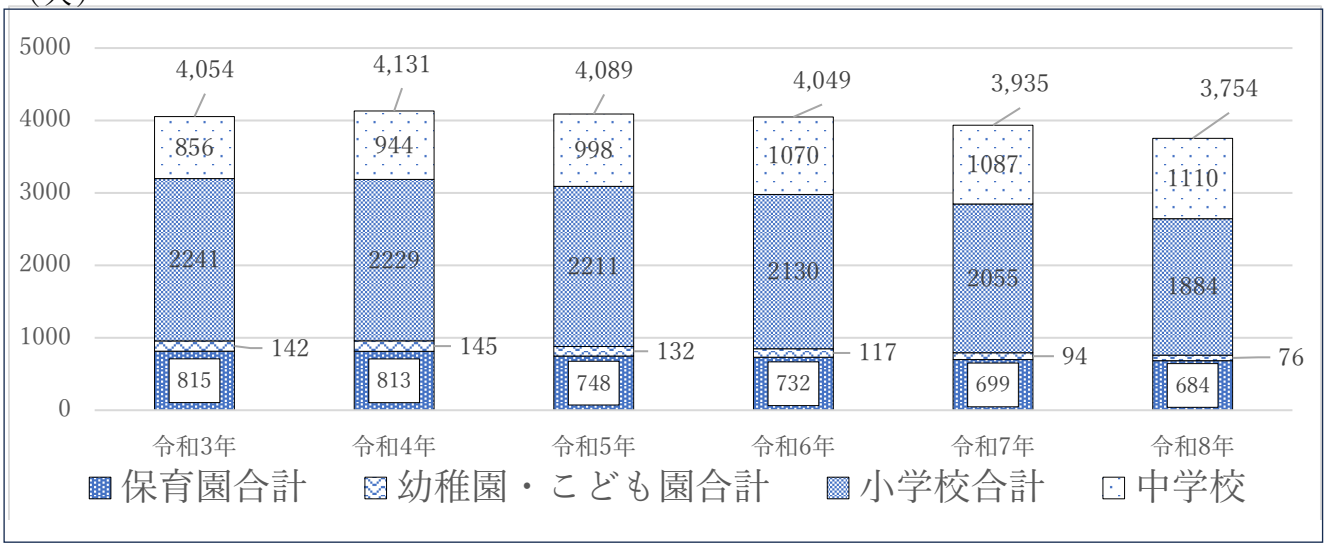

(7)　生活保護者、世帯数の推移

生活保護者、世帯数の推移では、年により多少の増減はありますが、保護率でみるとほぼ横ばいとなっております。近年の社会情勢の変化により今後は増加の可能性があると思われます。

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
生活保護 被保護者数（人）	42	46	39	42	46	41
生活保護 被保護世帯数（世帯）	37	43	38	41	45	41
保護率 （被保護者数/人口）	0.15%	0.16%	0.14%	0.15%	0.16%	0.15%

資料：町政概要（各年４月１日現在）

◆生活保護者、世帯数の推移

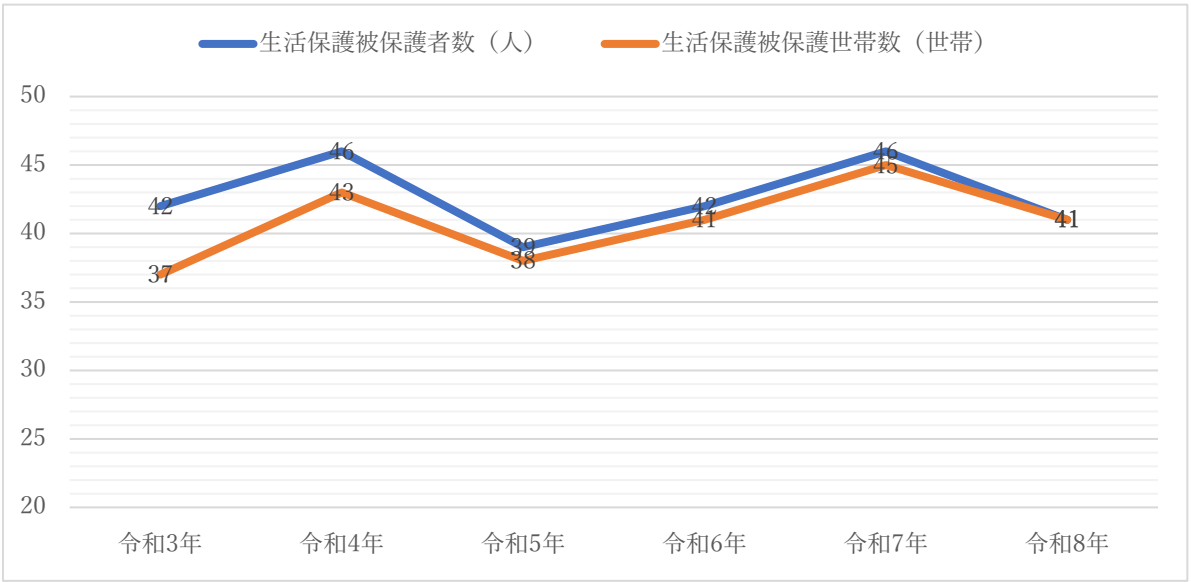

⑻　地域福祉活動団体の状況

阿久比町では、民生委員・児童委員協議会、いきいきクラブや子ども会、障がい者の当事者団体、ボランティアグループなどさまざまな団体が地域福祉活動を行っています。

①民生委員・児童委員協議会（令和８年４月１日現在）

民生委員・児童委員　４４人（内主任児童委員３人）

毎月１回定例会を開催し、委員の担当する地域の職務に関する連絡、報告等をしながら行政機関との連絡を行っています。任期は３年間で、令和７年の一斉改選では 16 人の新任委員が委嘱されました。

②各種福祉団体会員数推移

いきいきクラブ、子ども会、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、遺族会はいずれも会員数が減少しています。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
いきいきクラブ数	60	59	58	50	54	45
いきいきクラブ会員数	3,558	3,445	3,314	2,918	3,009	2,666
子ども会数	24	24	24	24	21	20
子ども会会員数	1,757	1,690	1,682	1,533	1,475	1,355
身体障害者福祉会会員数	86	84	75	70	62	56
手をつなぐ育成会会員数	32	29	27	27	25	24
阿久比さざなみ会会員数	11	10	11	11	10	11
母子寡婦福祉会会員数	52	46	47	48	43	10
遺族会会員数	77	68	62	50	47	42

資料：社会福祉協議会（各年４月１日現在）

③ 登録個人ボランティア数、グループ数・グループ会員数推移

ボランティアセンターに登録しているボランティアグループの会員数は近年大きく減少しています。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
登録個人ボランティア数	21	20	24	23	23	22
登録ボランティアグループ数	34	35	35	34	36	33
登録ボランティアグループの会員数	584	593	589	572	561	527

資料：社会福祉協議会（各年４月１日現在）

④行政区での支え合い活動の実施状況

行政区では、サロン活動、ボランティア訪問活動、助け合い活動などの支え合い活動を実施しています。

現在サロン活動は 18 地区、ボランティア訪問活動は９地区、助け合い活動は７地区で実施しています。

学区	行政区	サロン活動	ボランティア訪問活動	助け合い活動
東部	横松			
	萩	○		
	宮津	○	○	
	宮津団地	○	○	
	宮津山田	○	○	○
	陽なたの丘			
英比	板山			
	福住	○		○
	福住園高台	○		○
	白沢	○		
	白沢台	○	○	○
	高根台	○	○	○
	坂部	○	○	○
	卯之山	○		
	阿久比団地	○	○	○
	メイツ巽ケ丘			
草木	草木	○		
南部	阿久比	○		
	椋岡	○		
	矢口	○		
	高岡			
	植	○	○	
	大古根	○	○	
合計		１８地区	９地区	７地区

サロン活動	地区の集会所などで、月１、２回一人暮らしの高齢者や概ね７５歳以上の高齢者を対象に、ふれあいを目的としたモーニングの提供、軽い運動などを実施する活動です。 ※全世代を対象に実施している地区もあります。
ボランティア訪問活動	一人暮らしの高齢者や高齢者世帯など見守りを希望する人を地域で登録し、ボランティア２、３人１組で月１回見守る活動です。
助け合い活動	刃物とぎやお助けマン活動（電球交換や粗大ごみ出し支援）などの地区独自の活動です。

サロン活動、ボランティア訪問活動、助け合い活動の様子



萩サロン



大古根ふれあいサロン



白沢台ボランティア訪問活動



高根台助け合い活動

第３章　阿久比町を取り巻く課題

１　住民・団体アンケート調査結果からみえた課題
２　団体ヒアリング調査結果からみえた課題
３　地域福祉ミーティングからみえた課題
４　第２次阿久比町地域福祉計画の取り組みからみえた課題
５　第３次阿久比町地域福祉計画に向けた方向性

第３章　阿久比町を取り巻く課題

１　住民・団体アンケート調査結果からみえた課題

本計画策定に伴い実施した住民アンケート調査で、第２次阿久比町地域福祉計画の基本目標に関連する項目を抜粋しました。住民の地域活動に対する意識や現状の課題を整理します。（１８歳以上の住民の内、2,000 人を無作為抽出し、アンケート調査を実施）

調査名	住民アンケート調査
対　象	2,000 人（18 歳以上の町民 22,623 人を対象とし無作為抽出）
期　間	令和 7 年 11 月 20 日～令和 7 年 12 月 26 日
方　法	郵送により対象者に送付。回答は窓口、郵送若しくはオンラインによる提出
回答数（率）	1,022 名（51.1%）。回答者内訳：郵送 768 名（75.1%）、オンライン 254 名（24.9%）

また、地域のボランティア団体を対象に行った団体アンケート調査についても記載します。（地域のボランティア関係団体５８団体に対し、ボランティア関係団体が抱える課題の把握とニーズの引き出しのため、アンケート調査を実施）

調査名	団体アンケート調査
対　象	58 団体（地域で活躍されているボランティア関係団体）
期　間	令和 7 年 9 月 26 日～令和 7 年 10 月 31 日
方　法	郵送により団体代表者に送付。回答は窓口、オンラインによる提出
回答数（率）	45 団体（77.6%）。回答者内訳：窓口 19 団体（42.2%）、オンライン 26 団体（57.8%）

調査の結果（第２次阿久比町地域福祉計画の基本目標ごとに一部抜粋）

基本目標１　「孤立なく、つながる安心のまちづくり」

【住民アンケート調査】

問１　あなたは、現在の暮らしに「地域のつながり」は必要だと思いますか。（１つ回答）

（n＝1,022）

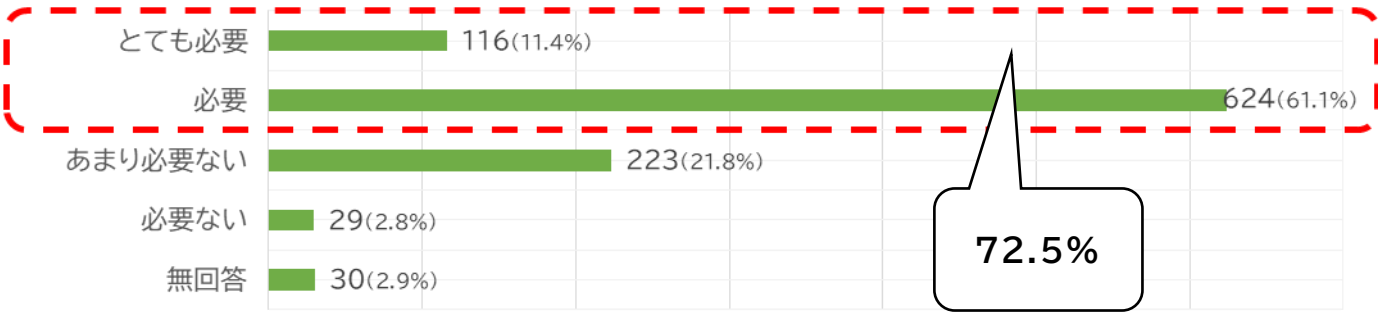

問２　あなたは、近隣の人とはどのようなお付き合いをしていますか。（１つ回答）

（n＝1,022）

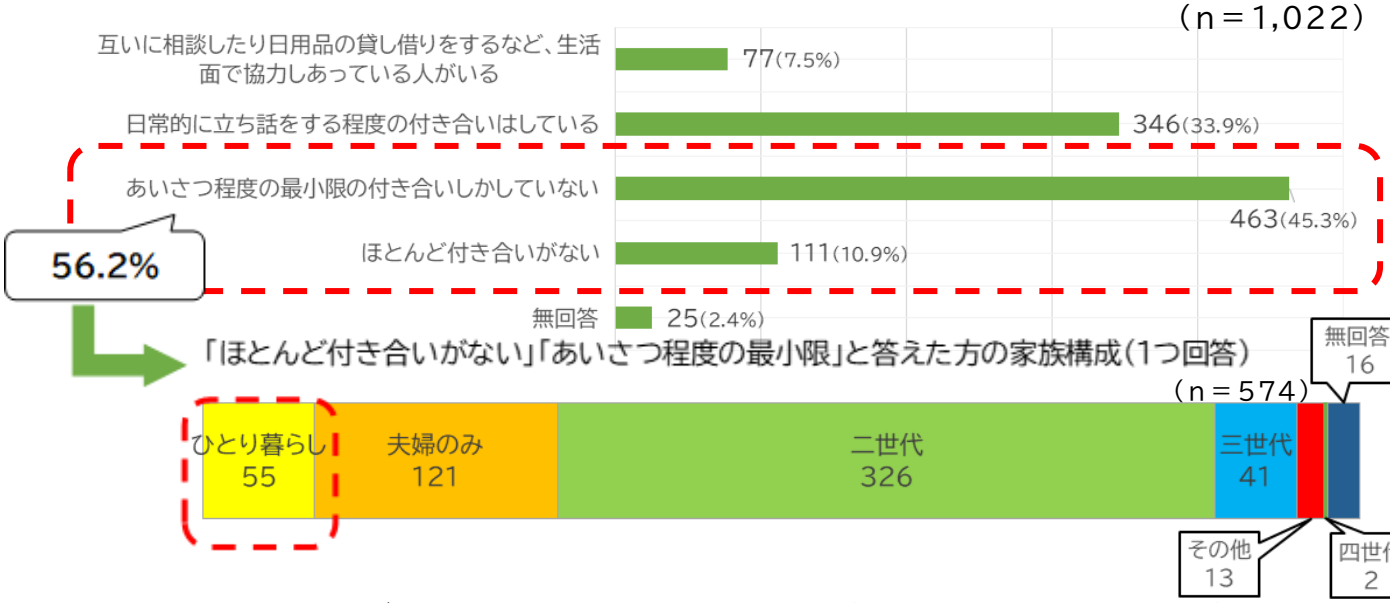

問３　あなたは、悩みがあるときどこに相談しますか。（あてはまるすべてに回答）

（n＝1,022）

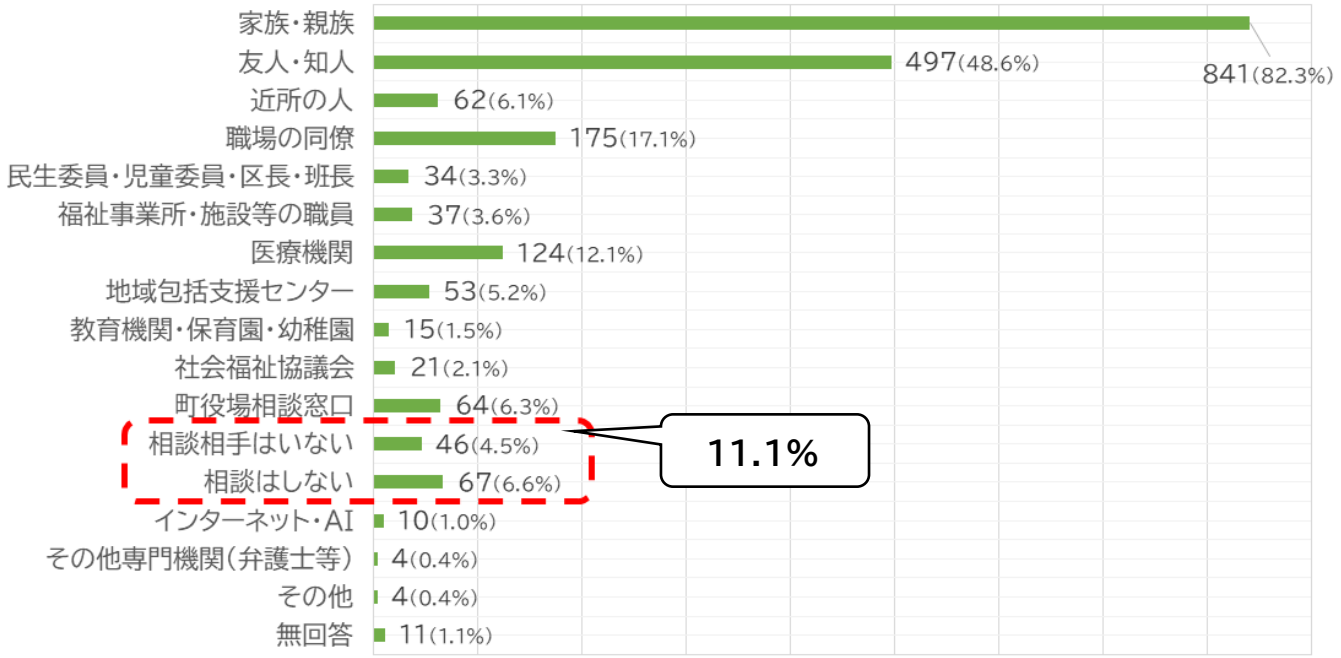

◆基本目標１「孤立なく、つながる安心のまちづくり」に関連するアンケート内容

地域のつながりへの意識について、 問１では 72.5%の方が「とても必要」「必要」だと回答しており、地域とのつながりの重要性は広く認識されています。

しかし実態を見ると、次の問２で近隣付き合いが「あいさつ程度の最小限の付き合いしかしていない」と「ほとんど付き合いがない」という回答が、合わせて 56.2%に達しています。この回答区分 574 人の内、55 名、回答者の 9.6%の方が「ひとり暮らし」であり、身近に相談相手がいない、「孤立状態」に陥るリスクが高いと考えられます。

実際に問３では、悩みがあっても「相談相手はいない」「相談はしない」という回答が合わせて 11.1%ありました。こうした層が悩みを抱え、重症化する前に、地域でいかにつながりを作るかが課題となります。

基本目標２　「次世代につながる支え合いの地域づくり」

【住民アンケート調査】

問４　あなたのボランティア活動への現在の参加状況と、今後の参加意向についておたずねします。　　（１つ回答）

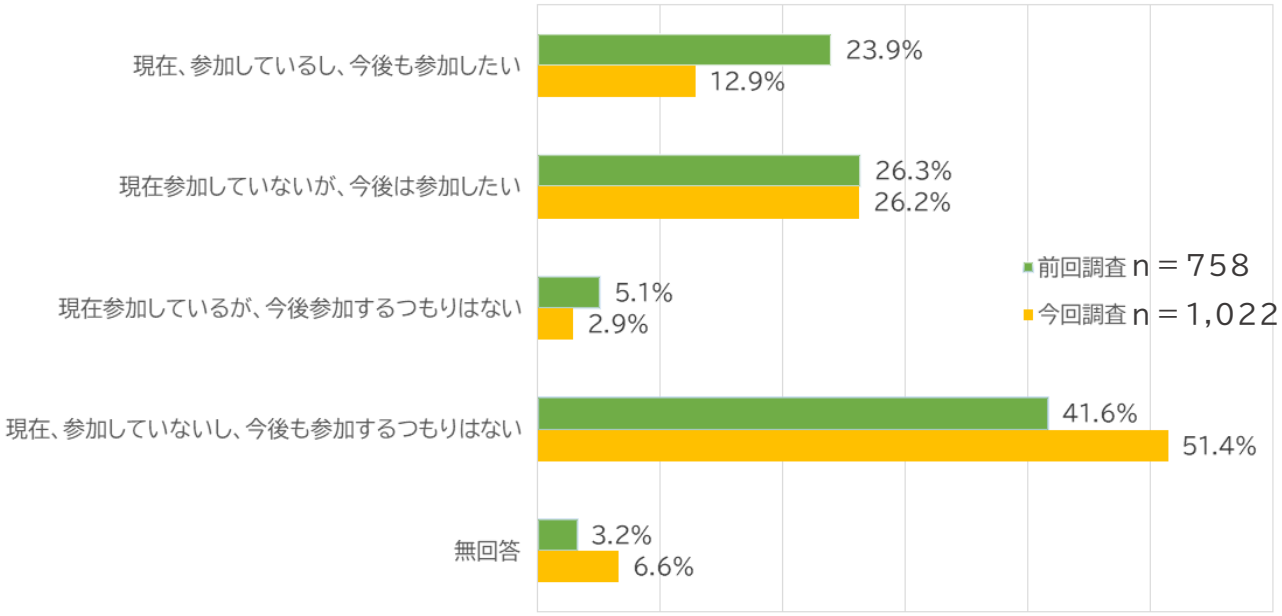

前回調査第６次阿久比町総合計画策定のために実施した住民アンケート調査
（令和元年９月実施）

今回調査の「問４」を年齢別に整理

年代	参加中＋継続	未参加＋参加意向	参加中＋不参加	不参加＋不参加	無回答
10 代(n=18)	0(0.0%)	11(61.1%)	0(0.0%)	7(38.9%)	0(0.0%)
20 代(n=52)	4(7.7%)	17(32.7%)	3(5.8%)	27(51.9%)	1(1.9%)
30 代(n=118)	7(5.9%)	32(27.1%)	4(3.4%)	72(61.0%)	3(2.5%)
40 代(n=170)	13(7.6%)	58(34.1%)	5(2.9%)	91(53.5%)	3(1.8%)
50 代(n=156)	19(12.2%)	47(30.1%)	5(3.2%)	76(48.7%)	9(5.8%)
60 代(n=152)	22(14.5%)	51(33.6%)	5(3.3%)	70(46.1%)	4(2.6%)
70 代(n=192)	39(20.3%)	28(14.6%)	6(3.1%)	106(55.2%)	13(6.8%)
80 代以上(n=150)	27(18.0%)	24(16.0%)	2(1.3%)	68(45.3%)	29(19.3%)
無回答(n=14)	1(7.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	8(57.1%)	5(35.7%)

問５　あなたが、ボランティア活動に参加しない、したくないと思う理由は何ですか。
（あてはまるすべてに回答）　（ｎ＝５５５）

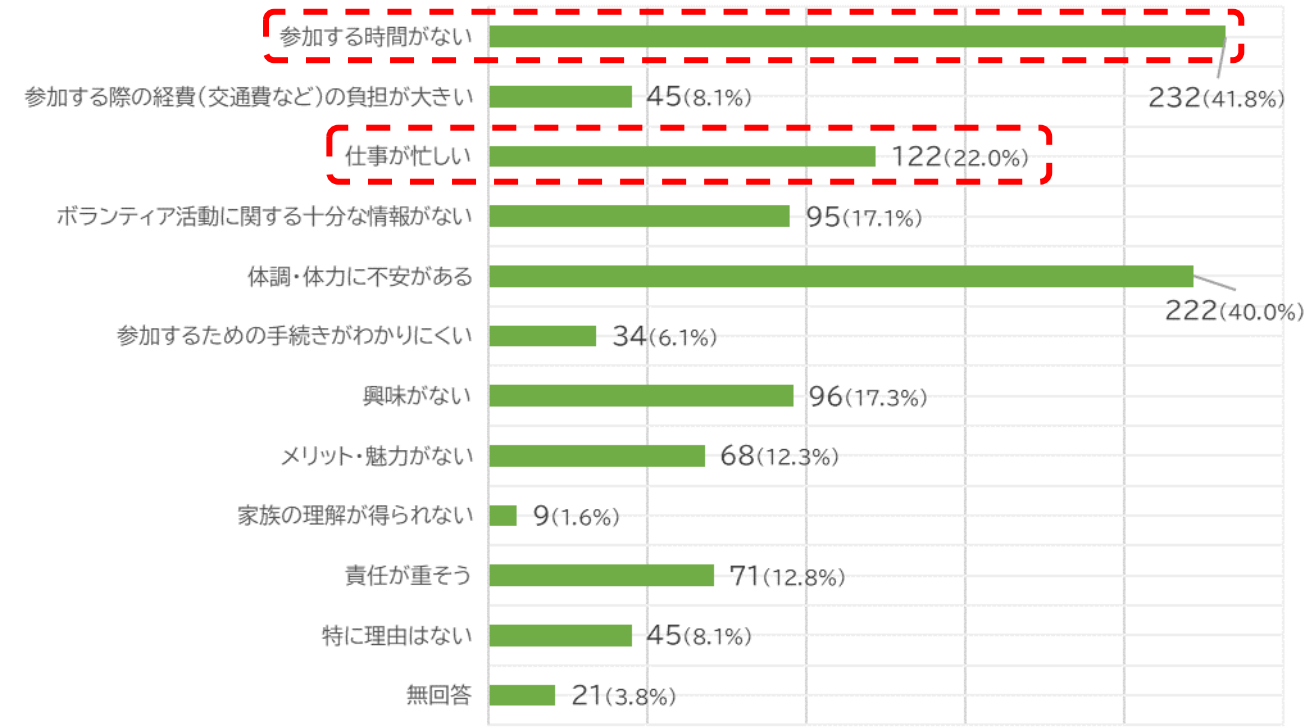

【団体アンケート調査】

貴団体は、地域にどのような課題があると捉えていますか。
（あてはまるすべてに回答）　（ｎ＝４５）

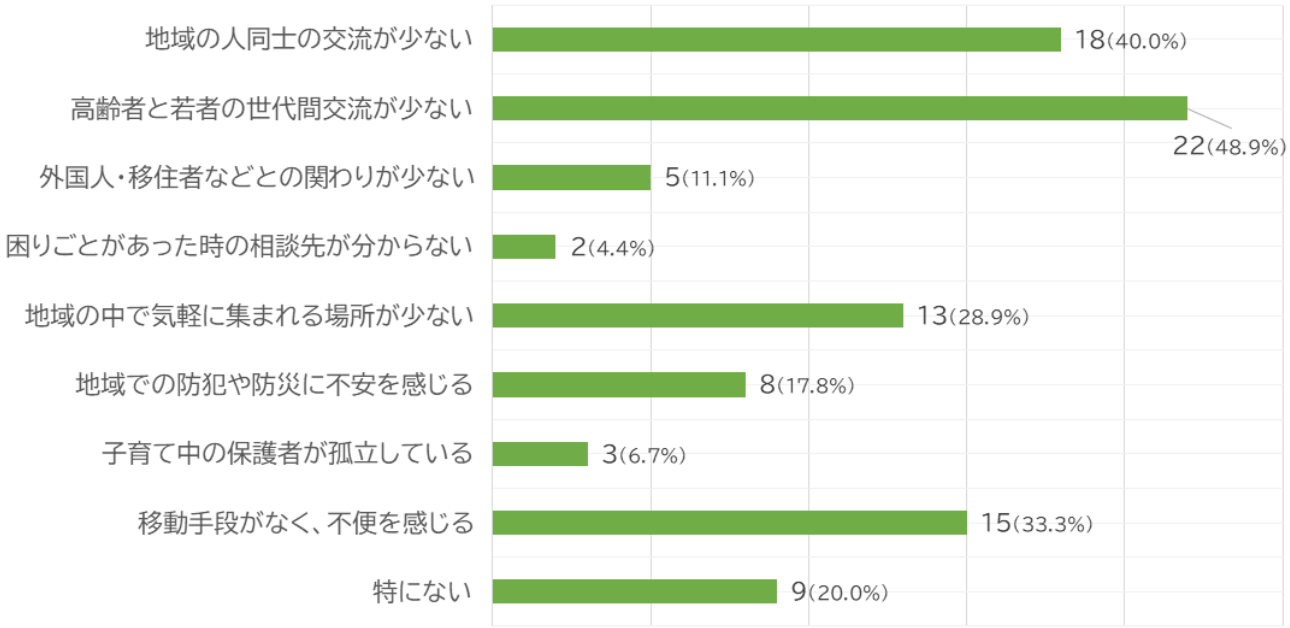

◆基本目標２「次世代につながる支え合いの地域づくり」に関連するアンケート内容

問４「ボランティア活動への現在の参加状況と、今後の参加意向」については、第２次阿久比町地域福祉計画策定時にも、同様の設問によるアンケート結果を用いて分析を行っています。

問４の各設問で、横棒グラフの上段が第２次地域福祉計画策定時の調査結果、下段が今回の調査結果になります。

前回調査と比較して、今回の調査では、「現在、参加しているし、今後も参加したい」方の割合が減少し、「現在、参加していないし、今後も参加するつもりはない」と回答した割合が増加しています。

今回のアンケート結果を用いて、年齢別にクロス集計をしたところ、ボランティア活動に「現在参加していないが、今後は参加したい」という意向については、１０代では約６割、２０代から４０代までの層でも約３割の方が持っていることが分かりました。

一方で、問５のボランティア活動に参加しない、したくないと思う理由の第１位は「参加する時間がない」、第３位は「仕事が忙しい」という理由です。すべての若い世代が、地域活動やボランティア活動に否定的・無関心なのではなく、仕事や育児等との両立ができる「きっかけ」や「環境」を求めている層が一定数存在していることが分かります。

基本目標３　「パートナーシップでつながる担い手づくり」

【住民アンケート調査】

問６　あなたは、ボランティア活動が必要だと思いますか。（１つ回答）　（n＝1,022）

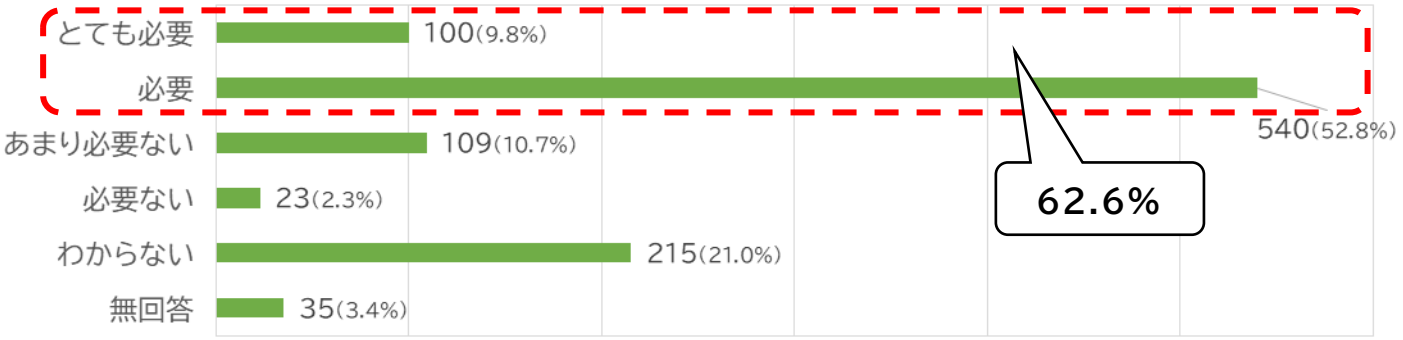

問７　あなたは、今後どのような条件が整えば、ボランティア活動に参加してみたいと思いますか。（あてはまるすべてに回答）　（N=555）

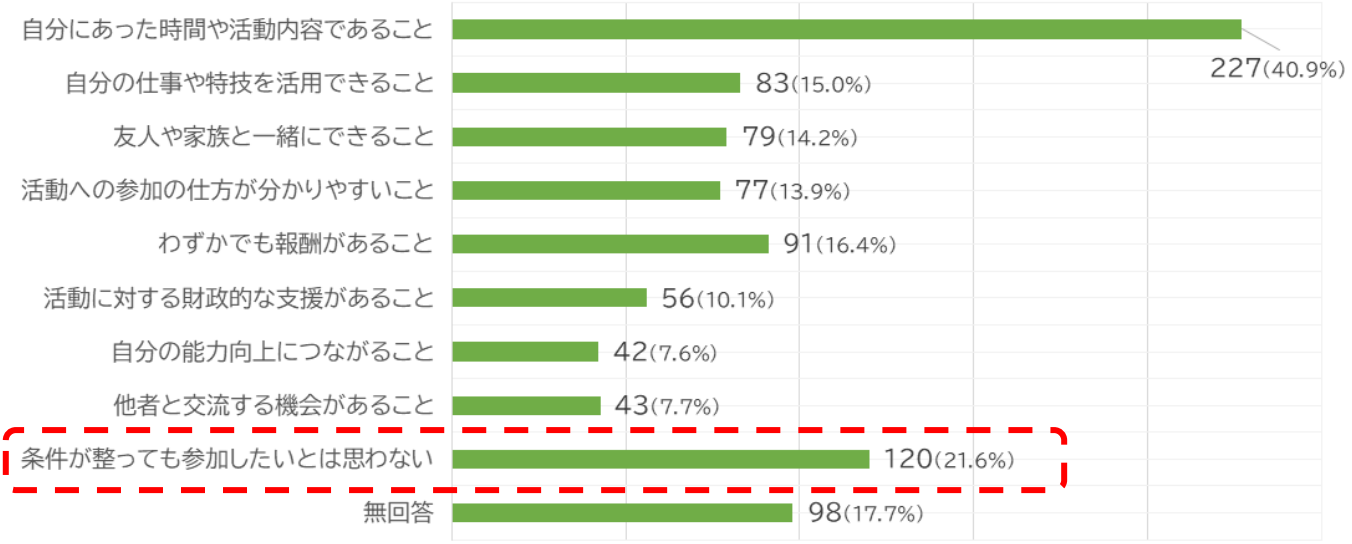

【団体アンケート調査】

貴団体が、活動を行う中で課題に感じることをお聞かせください。
（あてはまるものすべて回答）　（n＝45）

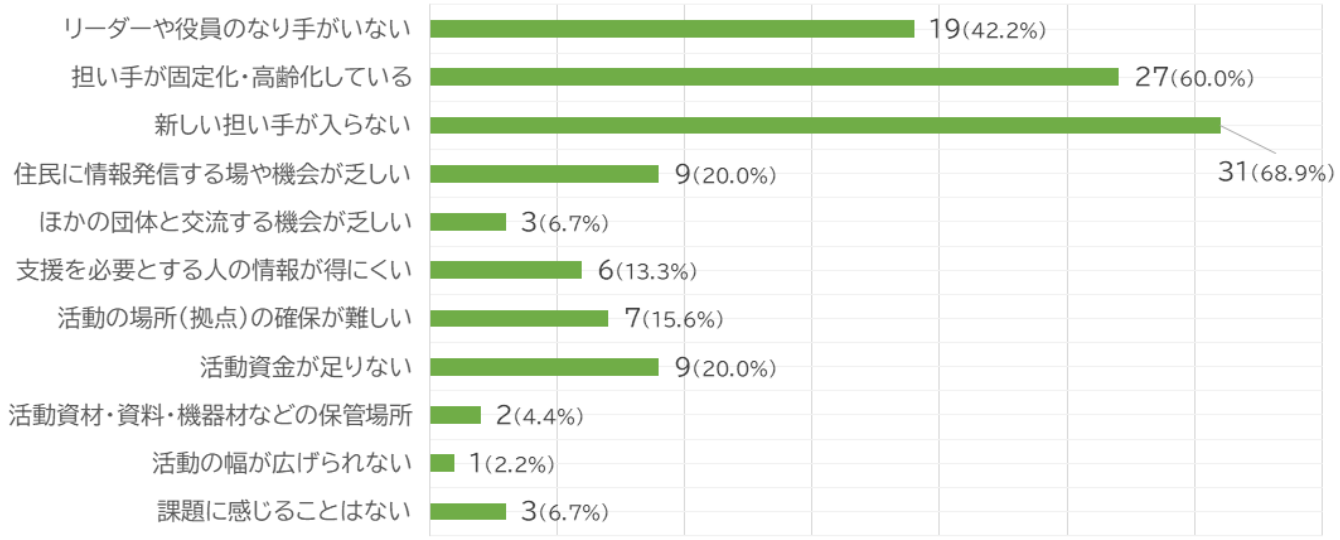

貴団体が、担い手に期待している役割や関わり方を教えてください。
（あてはまるすべてに回答）

（ｎ＝４５）

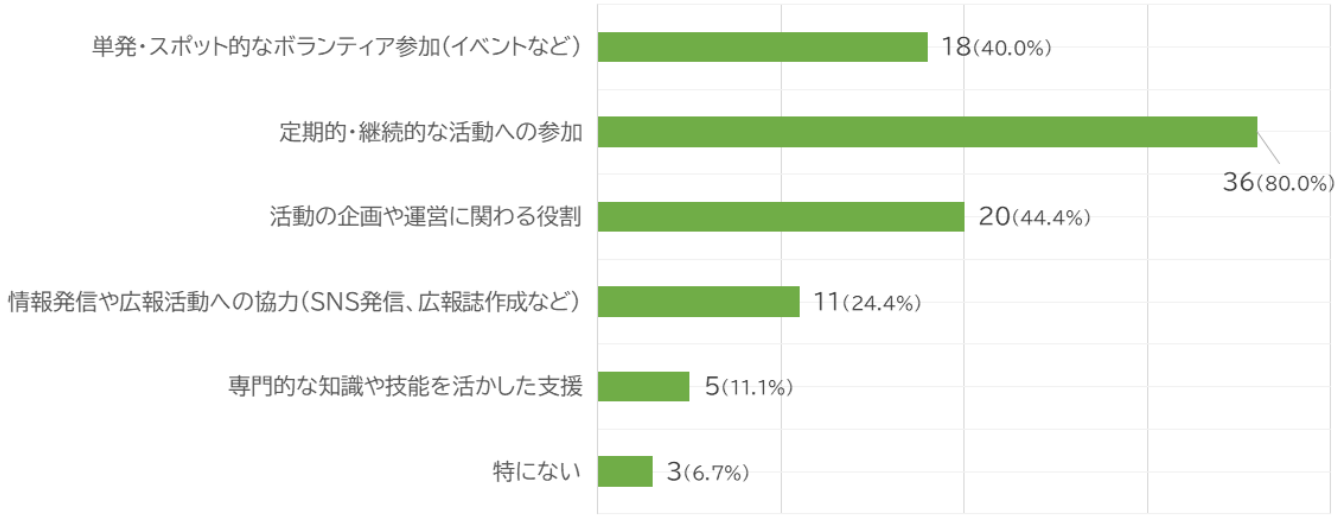

◆基本目標３「パートナーシップでつながる担い手づくり」に関連するアンケート内容

住民アンケート調査のうち、問６では、「ボランティア活動が必要だと思うか」を尋ねました。その結果、ボランティア活動が「とても必要」「必要」であると考えている方は 62.6%に達しています。

問４で「現在参加していないが、今後は参加したい」と答えた方は 26.2%おり、潜在的な担い手となり得る層も一定数存在しています。また、「現在参加しているが、今後参加するつもりはない」と回答した方と「現在、参加していないし、今後も参加するつもりはない」と回答した、計５５５人に対して、問７「あなたは、今後どのような条件が整えば、ボランティア活動に参加してみたいと思いますか」と聞いたところ、今後、「条件が整っても参加したいとは思わない」と答えた方は 21.6%に留まり、参加意向のない層でも時間や内容等の参加しない理由が解消されるなど、条件が整えば参加したいという意向があることが確認できました。

２　団体ヒアリング調査結果からみえた課題

団体アンケート調査を実施した団体のうち、分野が異なる４つの団体を選定し、面談によるヒアリング調査を実施しました。

調査名	団体ヒアリング調査
対象	４団体（ボランティア関係団体５８団体から分野別４団体を選定）
期間	令和７年１１月１日～令和７年１２月３日
実施数（分野）	４団体 ① 子ども・子育て・困窮支援　　③ 高齢者・障がい者支援 ② 高齢者支援　　④ 地域防災

◆活動継続のモチベーションについて

各団体は、活動を続けるために「利用者や地域への貢献」や「ボランティア自体のやりがい」を大切にしています。

● 利用者への貢献

高齢者・障がい者支援団体は、活動に対し、参加者から「ありがとう」と感謝の言葉をもらうことが活動のモチベーションとなっています。

● 自己成長と地域貢献

地域防災団体は、自らのレベルを高めながら地域住民へ防災や減災の知識を普及・啓蒙することを目的に掲げ、活動の軸としています。

● ボランティア活動を通じたメリット

高齢者支援団体では、ボランティア活動が参加者自身の介護予防や認知症予防になっていると考えています。また、新しいレクリエーションやおいしい食事づくりなどを通じて利用者やボランティア活動者が「楽しかった」「来てよかった」と思えることを大切にしています。

◆共通する課題について

ヒアリングを行ったすべての団体で、主に「担い手の不足や高齢化」や「住民への情報発信の困難さ」に関する課題が共通してみられます。

● 担い手の不足や高齢化

多くの団体が、活動の中核となるメンバーの高齢化と固定化が進んでいることに危機感を持っています。新しい担い手が入らないことで、一部の団体では会の存続自

体が危ぶまれています。定年退職までの期間が延びていることや退職後すぐに参加意欲を持つ人が少ないこと、またコロナ禍で数年間、地域活動や交流が途絶えたことも担い手不足に影響していると考えられています

組織運営のキーパーソン（リーダー）を次の世代に向けて育成していくことが難しいという課題も共通してみられています。

将来の地域活動の担い手を育てるためには、早期の段階から地域との関わりを意識づけることが重要であり、若いうちから地域と関われる仕組みづくりが求められています。

● 住民への情報発信の困難さ

活動を広く住民に知らせる広報・啓発活動が十分でないと感じられています。町の広報誌に活動情報が載らないため、活動を知らない住民も多いという声があがっています。

個人情報保護の制約から、支援が必要な特定の人々（困窮者やひとり親家庭等）の情報が団体では十分に把握できず、直接的な情報発信が難しいという課題も存在します。

デジタル化が進み、SNS 等の新しいツールの利用が広がる一方で、それらの利用に慣れていない層への情報発信も課題となっています。

●活動拠点の確保

子ども、子育て、困窮者支援では、毎月定期的に活動を開催できる拠点の確保が難しいことが課題となっています。地域防災団体でも、活動に関する道具を置く資材置き場（倉庫）の確保を求めていることから、活動場所やインフラの不足が課題となっています。

３　地域福祉ミーティングからみえた課題

団塊の世代や子育て世帯をはじめ多くの方の意見を広く集めることを目的として、各小学校区域の住民を対象に「地域福祉ミーティング」を実施しました。

また、阿久比町の未来を担う若者世代からの意見を集約するため、「若年層向け地域福祉ミーティング」を実施しました。

◆日程、場所、参加者数　（令和７年度実施）

区分	場所	日程	参加人数
若年層	アグピアホール	８月２１日（木）	６人
東部学区	宮津公民館	１０月２３日（木）	１１人
英比学区	アグピアホール	１０月１６日（木）	１７人
草木学区	草木公民館	１０月３０日（木）	１４人
南部学区	エスペランス丸山	１０月　９日（木）	１６人

◆若年層向け地域福祉ミーティング

若年層をおおむね１２歳～２２歳前後の若者を対象にして実施しました。当日参加者は６名ですが、事前アンケートで２５名の回答が集まりました。

若年層向け地域福祉ミーティングでは、あらかじめ事前アンケートで阿久比町の「A.いいところ」と「B.もっとこうなったらいいな」という２点について回答をしてもらいました。当日はそれらのアンケートを基に花のイラストを用いて、「A.いいところ」は花びらに、「B.もっとこうなったらいいな」という希望をその花の咲く土壌に見立て、その希望を花咲かせるのに必要な水をあげるために、「C.自分たちには何ができるか」を考えワークショップを行いました。



A. 阿久比町のいいところ（花の部分）を５つにカテゴライズ	
場所	・みんなで遊べる場所がある ・大小色々なイベントが多く開かれている ・都会も田舎も近い　　・竹灯篭がきれい ・役場が明るくてきれい　　・町名が珍しい
産業（働く）	・アルバイトなど働く環境が良いところが多い ・お米がおいしい
生活	・バスが無料で乗れる ・高校まであり、阿久比町に長く住める ・交通が便利（特急が停まる） ・名古屋まで 30 分で行ける
自然	・ホタルがいる　・空がきれい ・自然が多い　　・田んぼがたくさんありお米がおいしい　等
人	・町の人達が優しい　　・みんなが元気 ・住民が温かい　　・スポーツが強い ・中学校１つでみんな一つに集まるので知り合いになれる ・子どもに居場所を作ってくれるので子どもに優しい町　　等

B. もっとこうなったらいいな（住み続けたいな）を３つにカテゴライズ	
設備	・歩道の狭いところがある　・娯楽が少ない ・いろんなことが阿久比町で完結できたらよい　等
環境	・雑草が多い　　・ゴミのポイ捨てがなくなる ・ホタルが減ってきているので増やしたい ・もっと自然豊かになってほしい　　等
人	・優しい人がもっと増える　　・人を思いやる ・学校の人数が多すぎる　等

C. 自分達でできること・取り組めること
・大人ともっとコミュニケーションをとる・地域の人との交流をもっと増やす ・防犯、防災に対して意識教育をする　　・自分の家の周りだけでも草取りをする ・ホタルに関係する行事を作り宣伝する　・知人に阿久比町を PR する ・今の環境がどのように作られているのかを知る ・今の生活がずっと続かないと思いながら生活をする ・ゴミ拾いのボランティアやイベントをもっと増やす ・昔から住んでいる人がホタルの住める環境を子ども達に伝承し、ホタルがみられる環境を整備する　等

地域福祉ミーティングを進める中で参加者たちから、「大人と子どもの隔たりを感じている。」「子ども自身の発信も弱いと感じている。」「地域に対しての意識を持つことやその意識を育てること、さらにそれらを広めるための周知、PR をすることも必要である。」といった意見が出されました。

それを受けて自分達ができることについて話し合いを行い、出てきた内容を大きく分けると「知る」「交流する」「周知する（ＰＲ）」の３つに分けられ、自分たちの暮らすまちを良くしていくためには「地域に関心を持つ」ことが重要であると結論付けられました。

この阿久比町の若年層から生まれた「地域に関心を持つ」という言葉は、次に行われる４小学校区地域福祉ミーティングでの話し合いのテーマとして、ひいては本計画を策定するにあたり重要なキーワードとなりました。

◆４小学校区地域福祉ミーティング

４小学校区地域福祉ミーティングでは、「こうなったらいいな～みんなで取り組める地域の理想像～」というテーマで出てきた意見を５つにカテゴライズし、それらを基に具体的にどのような取り組みができるかを検討しました。

また、若者層向け地域福祉ミーティングで出てきた「地域に関心を持つ」というキーワードについて具体的に何ができるかアイデアを出し合いました。

Ａ．こうなったらいいな～みんなで取り組める地域の理想像～	
生活	・孤独死のない町　・循環バスが増える ・刺激のある生活　・移動しやすい町 ・車移動が主流なのに、道路が狭いので広くしてほしい ・運動ができなくなったため、助けてくれる人がいると嬉しいな ・貧困家庭が無くなってほしい
自然	・自然の豊かさを今後も守っていけたらいいな ・災害に強い町　・ホタルがたくさんいる町 ・歴史を大切にする　・自然と調和した町
人	・学び直ししやすい町　・つながりを作りやすい町 ・孤立しない町　・挨拶が気軽にできるといいな ・大人と子どもとの関わりが増えるといいな ・現役世代と高齢者とのつながりがあるといいな ・おひとり様が安心して暮らしていけるといいな ・ボランティアを進んで行う人が増えるといいな ・地域の活動に若い人が参加してほしい ・世代問わず、参加できる何か新しい行事をやってほしい ・「横のつながり」「縦のつながり」をもっと持ちたい

	・気軽に近所でお節介ができる間柄になりたい ・30 代～50 代がもっと前面にでられるような町 ・「困った」を言える人が多くなる町 ・みんなが元気で笑顔あふれる町 ・障がいのある人たちに優しい町
場所	・犯罪のない町　・老若男女が集える場所があるといい ・バス停に屋根が欲しい　・子どもが外で遊べる場所が欲しい ・高齢者と若い方とのふれあいの場がたくさん欲しい ・他地域の方と集う場所があるといい ・坂が多く高齢者の方には外出する機会が少ないように思う ・犬好きが自由に使えるドッグランが欲しい ・車がなくても行きたいところへ行ける町
産業	・町内で働ける場所がたくさんあるといいな ・高齢になっても働ける場所があるといいな ・阿久比町といったら「〇〇」という特産がもっと欲しい

B. 自分達で取り組めること	
・自分達から積極的に挨拶をする	・家の中ばかりではなく外に出る
・自分の得意分野で活動する（活かす）	・サロンの場所を増やす
・空き家を活用する	・親子で参加できる仕掛けをする
・環境整備を行政と一緒に行う	・ホタルの保護地区を作る
・子からつながる世代交流	・後継者につなぐ
・若者が興味を持つことを取り入れる	・互いに声がけを行う
・ゴミゼロ運動を継続する	・小中学校の挨拶運動を多くしてほしい
・彼岸花を植え名所作りに励む	・大人たちから挨拶をする
・声を掛け合い仲間を増やす	
・今に合ったやり方を考える（ＩＴを活用しやすいように考える、ＳＮＳ活用）	

C.「地域に関心を持つ」ためのアイデア	
・阿久比町の「米・酒・酢」ＰＲ	・ＰＲの工夫（メディアやＳＮＳを活用）
・阿久比町の特産を使った給食を親子で一緒に食べる機会を作る	
・阿久比町の歴史を学ぶ（ウォークラリー、歴史ツアー、語り部）	
・地域の案内マップを作成する（見どころをまとめる）	
・阿久比町を舞台にしたアニメを作る	
・子どもが主役のイベントを行う（モルック、大凧、ダンスなど）	
・親が積極的にイベントに参加する	・ホタルを活かしたイベントを開催する
・学校と協力して地域の人の出前授業	・地域の企業を巻き込む（タイアップ）
・ボランティアの参加で楽しさの共有を行う	
・若者が出した意見を大人が実施、実現する	

・若者世代が興味を持つイベントをする（ギネス記録に挑戦等）
・学年毎の地域福祉ミーティングを実施し理解や関心度を高める

参加者からは、「色々な意見や考えが今後の行動のプラスになった」「意見を出し合うことが大切だと思った」「地域福祉に関心ができた」という意見が出されました。

また、住民アンケート調査や団体ヒアリング調査でもあがったような孤立問題、担い手不足なども引き続き課題として出てくる一方で、もっと多くの人や世代に参加してもらい、様々な視点での意見を求める声が、多くあがりました。

世代を超えたつながりは年代問わず必要とされていることがわかり、地域福祉ミーティングに参加していない層を巻き込むことや、世代を超えた交流の場が必要であること、また、このような地域福祉ミーティング自体に地域福祉への関心を高める効果があり、人と人をつなぐきっかけになることがわかりました。

全世代が地域福祉に関心を持ち、人とのつながりを生むことでよりよい阿久比町にするという目指すべき状態が見えてきました。









４　第２次阿久比町地域福祉計画の取り組みからみえた課題

第２次阿久比町地域福祉計画で取り組んだ施策の実施状況を振り返り、今後の課題をまとめました。

○基本目標１「孤立なく、つながる安心のまちづくり」

基盤となる福祉サービスの充実や権利擁護の取り組み、高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各分野の関係機関が連携したネットワークの構築、啓発を図り、また支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない、社会的に孤立している人を適切な支援に結びつける相談支援や幅広い情報を発信することを目標に推進してきました。

【第２次阿久比町地域福祉計画の取り組み】

- ネットワーク会議を実施し、実際の事例を通して社会的孤立者への対応の検討
- 啓発活動として、「大人のひきこもり」「不登校」にテーマを絞った講演会の実施
- 「ひきこもり・不登校」の家族が孤立しないために、家族を対象とした座談会の実施
- 社会的孤立者等の相談にも対応するCSW（ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ）の周知啓発
- CSWによる社会的孤立者の相談対応
- 重層的支援体制整備事業の立ち上げ
- 差別解消、権利擁護等の制度周知や理解促進のための啓発

【第２次阿久比町地域福祉計画で出てきた課題】

- 孤立状態を明確に定義することで、定義から外れた人への支援が届かなくなることを危惧し、総合的な課題へ対応できる施策にしていたが、かえって孤立問題の芯の部分にアプローチできていない状態になっていた。
- CSWによる相談支援は実施しているものの、CSWの認知度がまだ十分とはいえず、相談先として広く知られていない。
- 孤立者は社会に出てこないことが多く、潜在的な孤立者は見つけにくいため、本当に支援の必要な人を早期に発見し支援につなげることが難しい。
- 孤立者を取り巻く環境が複雑化・複合化しており関係機関との連携強化が必要
- 孤立問題はなくなっていない。

- 孤立問題へのアプローチ方法を整理し、ハイリスク層への個別支援だけでなく、地域全体への予防的アプローチを明確に位置づける。
- 待つ支援から出向く支援（アウトリーチ）への転換を強化する。
- 社会的孤立者またはその周囲の人が気軽に相談できる存在として引き続きCSWの周知を実施する。

○基本目標２「次世代につながる支え合いの地域づくり」

各地区が持つ特徴などを考慮し、地域の中で枠組みにとらわれない支え合い活動や、高齢者以外も対象にした多様な支え合い活動が積極的に進んでいくよう、ボランティア団体の支援や理解啓発を行っていくことを目標に推進してきました。

【第２次阿久比町地域福祉計画の取り組み】

- 町内のいきいき福祉活動実施団体を中心に第３層（行政区）の支え合い活動の推進
- 新たなサロンの立ち上げの支援
- 交流や支え合い活動の効果的な PR 方法として、阿久比町社会福祉協議会のインスタグラムアカウントを開設し、週１回程度の更新を実施
- 第３層の支え合い活性化に向けた取り組みをしている自治体への視察
- 23 行政区の民生委員・児童委員への聞き取りを実施し、地域アセスメントシート「過去・現在・未来」シートを作成

【第２次阿久比町地域福祉計画で出てきた課題】

- 地域での支え合いの土台ともなりえるサロンの立ち上げや活動の支援を実施してきたが、活動者の高齢化や次世代の担い手不足の問題が浮き彫りになり、基本目標３の課題と重複している。
- 次世代を 60 代～70 代の年齢層としてターゲットにしてきたが、時代の変化と共にその世代は働き手として社会で活躍し続ける傾向が高まり、地域の活動に出てこられない。
- 支え合い活動の重要性や活動内容が十分に住民に浸透しておらず、地域住民の関心や参加意識を高める必要がある。
- SNS での周知はしているものの、幅広い層に届いているのか、実際の活動参加などにつながっているのかわからない。

- 基本目標３との課題の重複を解消し、効果的な計画推進を可能にするとともに、地域福祉への関心を高めることで、その他の基本目標との整合性や関連性を意識し横の連携を強める。
- 次世代という世代（年齢）を限定的にせず、子ども世代を含めた若年層へのアプローチを実施する。
- 世代間の交流を促進し、幅広い世代の人の地域への愛着や支え合いへの関心を高める。
- 幅広い層に情報が届く効果的な周知方法を検討する。

○基本目標３「パートナーシップでつながる担い手づくり」

多様な担い手を生み出すために、ターゲットとする層を絞り、既存の事業と連携しながら、興味関心を引くテーマの事業を実施することを目標に推進してきました。

【第２次阿久比町地域福祉計画の取り組み】

- きっかけづくりのための担い手創出講座を実施した結果、既存団体の「あぐい地域ねこの会」の会員数が増加し、また新規団体として「こども食堂ぽかぽか」が発足
- 女性をターゲット層に「はじめての発酵ごはん」、若者をターゲット層に SNS の魅力発信力向上のための「あぐいのまちライター」などターゲット層を絞った講座の実施
- 理解啓発、周知手法として、広報やホームページ、回覧、インスタグラムを活用
- 町内ボランティアグループや地域の支え合い活動グループの活動等を紹介する場として「あぐいつながるフェスティバル」や「ボランティアフェスティバル」の実施
- 社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する相談窓口を常設
- 社会福祉協議会にボランティアコーディネーターを配置
- ボランティアフェスティバル開催日に合わせボランティア相談会の実施

【第２次阿久比町地域福祉計画で出てきた課題】

- ボランティアセンターの認知度が十分ではない。
- ボランティアに関心のある人ですら、活動への心理的な参加ハードルが高く感じられている。
- ターゲット層を絞った講座を開催し参加者は集まるものの、参加者数に対して新規の担い手創出につながっていない。
- 講座開催の目的が団体の新設、既存団体の会員数増加、周知啓発、集客、など多くを達成しようとするが故に曖昧になっている。
- 新規ボランティア団体や会員が増えてもその先のフォローアップ体制が整っていない。
- ボランティア団体同士の横のつながりが弱く、十分な情報交換や連携ができていない。
- ボランティア団体は担い手問題のみならず運営の方向性など漠然とした悩みを抱えている。

- 多様なメディアを駆使し、PR 力を高める。
- 担い手創出講座の参加者を集めるだけでなく、講座の開催目的を明確化し、効果を期待できる内容にする。
- 既存のボランティア団体の運営支援を行いながら、団体同士の横のつながりを強固にする。

５　第３次阿久比町地域福祉計画に向けた方向性

第２次阿久比町地域福祉計画　基本理念

「すべての人が　地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」

基本目標１
孤立なく、つながる安心のまちづくり

（課題）

・孤立問題に注力した施策ではなく総合的な課題へ対応する施策になっている。
・潜在的孤立者を支援するためのアウトリーチ支援強化が必要である。
・複雑化、複合化した課題に対し関係機関との連携強化が必要である。
・CSW の認知度を高めるための周知継続や強化が必要である。

基本目標２
次世代につながる支え合いの地域づくり

（課題）

・担い手問題に直面し、基本目標３と課題が重複している。
・ターゲットにしていた世代が時代の変化で、リタイアせずに働き手として活躍し続けている。
・子どもを含めた若年層へのアプローチが求められている。
・世代間交流を活発にし、全世代が地域に関心を持てるようにする必要がある。

基本目標３
パートナーシップでつながる担い手づくり

（課題）

・住民への活動内容などの PR が十分ではない。
・ボランティアへの参加ハードルが高く感じられている。
・講座開催の目的を明確にし、担い手発掘につながるような内容にする必要がある。
・既存ボランティア団体の運営方針への支援や、団体同士の連携強化が求められている。

地域に関心を持つ
（我が事として捉える）

一人ひとりが地域に関心を持つことで地域全体の福祉力が高まり、互いを気に掛け合うつながりが生まれる。また、阿久比町で暮らす人々の「しあわせ」はそこに住む住民自身の意識によって実現に近づけることができる。以上の結果より地域や福祉への関心が高まることで地域福祉計画の基本理念の達成へ寄与できるものと考える。

課題の見直し及び地域福祉ミーティングやアンケート調査から見えてきた第３次阿久比町地域福祉計画の方向性を示す。

＜方向性１＞

孤立を減らすように取り組みを継続する。
個別支援から、全体への予防的なアプローチまで幅広い層への孤立防止支援を行う。
包括的支援の充実を図る。
CSW の周知方法の強化検討を行う。

連動

＜方向性２＞

全住民の地域・福祉への関心を高め、地域全体で福祉力の向上を図る。
福祉教育によって若い時から福祉意識を持てるようにする。
多様性を理解しお互いを大切にできる心を育てる。

連動

＜方向性３＞

引き続き課題である担い手不足問題に継続して取り組む。
実際に担い手が増えていくように実施内容や目的を精査し、効果的な計画推進を図る。
新規団体だけでなく既存団体の運営や連携の支援を強化する。

第４章　地域福祉計画の基本的な考え方

１　地域福祉計画の基本理念
２　地域福祉計画の基本目標
３　施策の体系
　⑴　基本理念と各基本目標・基本施策・重点施策の関係
　⑵　関連する福祉分野別計画における基本目標との関係

第４章　地域福祉計画の基本的な考え方

１　地域福祉計画の基本理念

地域福祉計画の基本理念は、地域に暮らすすべての人が、安心して自分らしく生活できる社会を実現するための推進指針となる根幹概念です。現在、国は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった対象別の支援にとどまらず、制度や分野の枠を超えて包括的に支援し、誰一人取り残さない地域づくりを目指す「地域共生社会の実現」を掲げています。

本町においては、第１次阿久比町地域福祉計画より「すべての人が地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」を基本理念として掲げてきました。第２次阿久比町地域福祉計画策定時は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、社会情勢が大きく変化した時期でした。途切れてしまった社会とのつながりの再構築や、停滞した支え合い活動の再開が急務であったことから、この理念を継承し、地域福祉の推進に取り組んできました。

近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化のさらなる進行に加え、社会的孤立・孤独の深刻化、複雑化・複合化した生活課題など、多岐にわたります。これらに対応するため、国が推進する「地域共生社会」の実現に向けた動きは一層加速しています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための体制づくり（地域包括ケアシステム）の深化をはじめ、生活困窮者への包括的な自立支援が進められるとともに、年齢や障がいの有無に関わらず、多様性を尊重し、誰もが排除されない（社会的包摂）取り組みが全国的に展開されています。

このような社会的背景や国の動向を踏まえ、「地域共生社会の実現」と軌を一にする本町の基本理念は、現代の地域課題に対しても極めて重要であり、その意義はますます高まっています。したがって、本計画においても、「すべての人が地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」を基本理念として継承し、時代に即した新たな形での「つながり」と「支え合い」を創出していきます。

基本理念

すべての人が　地域で共に生き、支え合う
『つながる』まち、あぐい

２　地域福祉計画の基本目標

基本理念である「すべての人が　地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」を実現するため、第３章 ５「第 3 次阿久比町地域福祉計画に向けた方向性」でまとめた３つの方向性に基づき、基本目標を以下の通り設定します。

【第３次阿久比町地域福祉計画の基本目標】

基本目標１ 孤立なく、つながり支え合える地域づくり
基本施策 ①　社会的に孤立している人が社会とつながる支援 ②　社会的に孤立しないための環境整備

地域に暮らすすべての人が孤立することなく、人とのつながりの中で安心して生活できる環境を整えることを目的とした取り組みです。近年は、少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、社会的孤立がより重要な課題となっており、誰もが支えられる側と同時に支える側にもなるという地域共生社会の実現が求められています。

そのため、令和６年度に施行された「孤独・孤立対策推進法」の理念を踏まえ「孤立」という条件や範囲に属するハイリスク層への個別支援と、それに属さない集団全体を対象とした予防的支援の２つの側面から「孤立」についてアプローチし、施策を推進します。

具体的には、誰でも相談しやすく、複合化した課題に対して、複数の部門や人員で対応できる包括的な支援基盤づくりや、待つ支援だけでなく出向く支援であるアウトリーチの実施を孤立状態にあるハイリスク層に対して行います。全体に対しては、孤立しないための予防策として、一人ひとりが地域でのつながりを持つための促進活動や、孤立させない環境や意識をつくるための啓発などを行います。

基本目標２ 地域・ふくしに関心を持つことのできる地域づくり
基本施策 ①　地域への関心を高めるためのきっかけづくり ②　福祉教育を通じた幸せの実現

住民一人ひとりが地域や福祉の課題を、自らの問題として認識し、主体的に関わろうとする意識を育てていくことを目的とした取り組みです。地域社会におけるつながりの希薄化や価値観の多様化により地域活動や福祉への関心が低下する傾向がみられるため、住民

がそれらに自然と関心を持ち、無理なく地域社会へ参加できる環境を整えることが求められています。

そのため豊富な情報発信やきっかけづくり、また地域福祉ミーティングなどを活用した多世代交流を通じて、住民が互いに理想の地域像を共有することで、地域全体の福祉力の向上を目指します。

また、福祉教育を通じて、大人だけでなく、子どものときから福祉への知識や関心を持つことが、将来的に地域で活躍する世代の支え合い意識の形成につながります。さらに、多様性や個々の尊厳等を正しく理解し、互いを大切に思う心を育成します。

地域・福祉への関心度を高めることは、基本目標２のみならず、基本目標 1、基本目標３、さらには町全体の福祉課題の解決に大きく寄与します。

基本目標３
みんなが担い手になれる地域づくり

基本施策

①　活動者や参加者等の担い手の増加

②　地域で活動するボランティア団体の運営支援

ボランティア団体の高齢化が進み、担い手不足が深刻な課題となっている中、新しい担い手の発掘や、既存団体の運営支援を行い継続的な支え合い環境の整備をする取り組みです。

ボランティアに興味を持つには、どのような団体がどのような活動をしているのかを知る必要があります。また、すでに興味を持っている人も、きっかけがなかったり、始め方がわからなかったりと、少しのハードルを越えるだけで新たな担い手となり得る可能性も秘めています。

そこでボランティア団体の周知やきっかけ講座等を通じて新たな担い手の発掘や育成につなげていくとともに、ボランティアに関する総合的な相談窓口となるボランティアセンターの周知に注力します。また活動団体の運営に関する相談支援や情報提供、団体同士の連携を支え、運営の方向性や効果的な活動方針などについてフォローアップ体制を整えます。

３　施策の体系

⑴　基本理念と各基本目標・基本施策・重点施策の関係

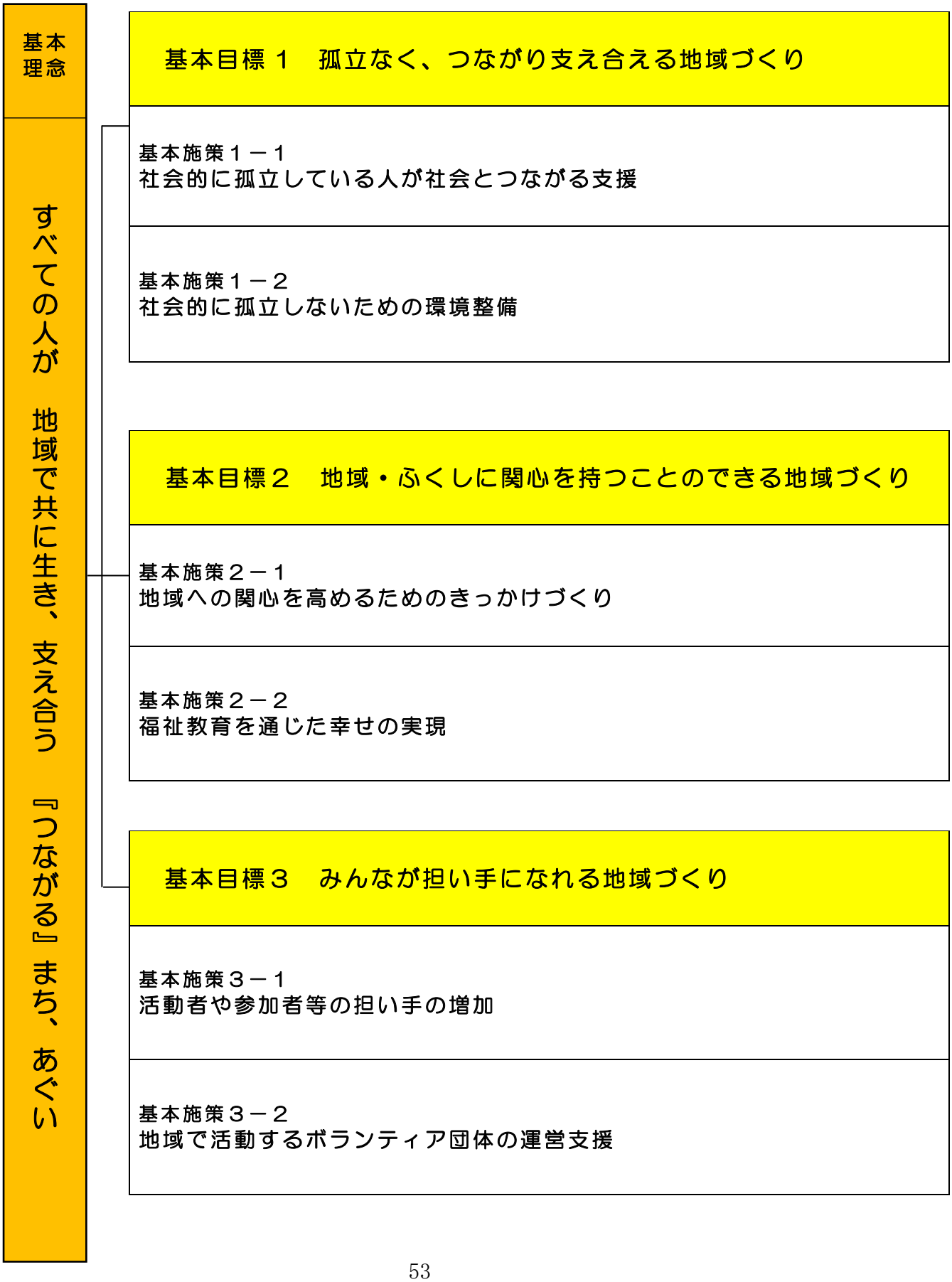

重点施策 1-1-1　包括的支援体制の整備
複雑化・複合化した問題を抱える孤立者への多機関支援を実施していきます。

重点施策 1-1-2　アウトリーチからつながる支援の実施と CSW（ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ）の周知啓発
孤立者への能動的支援と CSW の周知啓発を行います。

重点施策 1-2-1　社会とのつながりを促す活動の実施
サロンや地域への社会参加を促進し、人と人とのつながりを広げます。

重点施策 1-2-2　孤立しない、させない安心できる環境を作るための理解啓発
権利擁護、成年後見制度等の理解啓発と、孤立防止を目的にした講演会などを通じて安心できる環境を作ります。

重点施策 2-1-1　世代を超えた地域交流の実施
地域交流イベントの企画立案等を行い、世代を超えた交流を図ります。

重点施策 2-2-1　福祉教育等の実施
地域住民や子ども達が福祉について学び、支え合いの大切さを理解することで、地域全体の福祉への関心度を高めます。

重点施策 2-2-2　お互いを大切にできる心の育成
一人ひとりの人権が尊重され、年齢や障がいの有無、国籍、ジェンダー、性的指向や性自認などの多様性を認め合い、お互いを大切にできる心を育てます。

重点施策 2-2-3　再犯防止のための理解啓発
講演会や研修、広報活動等を通じて更生支援の必要性や社会復帰の大切さについて学ぶ機会を設けます。

重点施策 3-1-1　活動の PR 強化とボランティアセンターの周知
団体やその活動内容の PR をはじめ、ボランティアに関する総合的な相談窓口であるボランティアセンターの周知を行います。

重点施策 3-1-2　ボランティアを始めるきっかけ講座の実施
楽しく興味の引くような「きっかけ」となる講座の開催や交流の場づくりを行います。

重点施策 3-2-1　ボランティア団体の方向性の整備
団体の発足から解散までを含めた様々な相談に対応し、方向性の整備をします。

重点施策 3-2-2　フォローアップ体制の整備
他団体との情報交換や連絡協議会を実施し、フォローアップ体制を整備します。

⑵　関連する福祉分野別計画における基本目標との関係

地域福祉計画は、地域福祉推進の基本的指針となる基盤計画であるため、各福祉分野計画の基本目標と以下の通り関連しています。

地域福祉計画における基本目標	分野別計画における基本目標
基本目標１ 孤立なく、つながり支え合える地域づくり	**介護保険事業計画・高齢者福祉計画**
	・地域包括ケアシステム深化・推進 ・高齢者が安心して暮らせる環境づくり ・社会参加による生きがいづくり
	障害者計画
	・あんぜんであんしんなまち ・ぐんぐんとすこやかにすみやすいまち ・いきいきとかがやけるまち
	子ども・子育て支援事業計画
	・地域における切れ目のない子育ての支援 ・子どもとその家族の健康の確保および増進 ・配慮を必要とする子ども・家庭への支援
	自殺対策計画
	・地域におけるネットワークの強化 ・自殺対策を支える人材の育成
基本目標２ 地域・ふくしに関心を持つことのできる地域づくり	**介護保険事業計画・高齢者福祉計画**
	・認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくり ・支え合い、安心できる地域づくり
	障害者計画
	・あんぜんであんしんなまち
	子ども・子育て支援事業計画
	・地域における切れ目のない子育ての支援 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
	健康日本２１あぐい計画
	・地域社会における健康への取組み
	自殺対策計画
	・住民への啓発と周知 ・児童生徒の SOS の出し方に関する教育
基本目標３ みんなが担い手になれる地域づくり	**介護保険事業計画・高齢者福祉計画**
	・社会参加による生きがいづくり ・効果的な介護予防事業の推進 ・支え合い、安心できる地域づくり
	障害者計画
	・あんぜんであんしんなまち
	子ども・子育て支援事業計画
	・地域における切れ目のない子育ての支援 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・職業生活と家庭生活との両立の推進
	自殺対策計画
	・自殺対策を支える人材の育成

第５章　地域福祉計画の展開

１　基本目標１「孤立なく、つながり支え合える地域づくり」
２　基本目標２「地域・ふくしに関心を持つことのできる地域づくり」
３　基本目標３「みんなが担い手になれる地域づくり」

第５章　地域福祉計画の展開

１　基本目標１「孤立なく、つながり支え合える地域づくり」

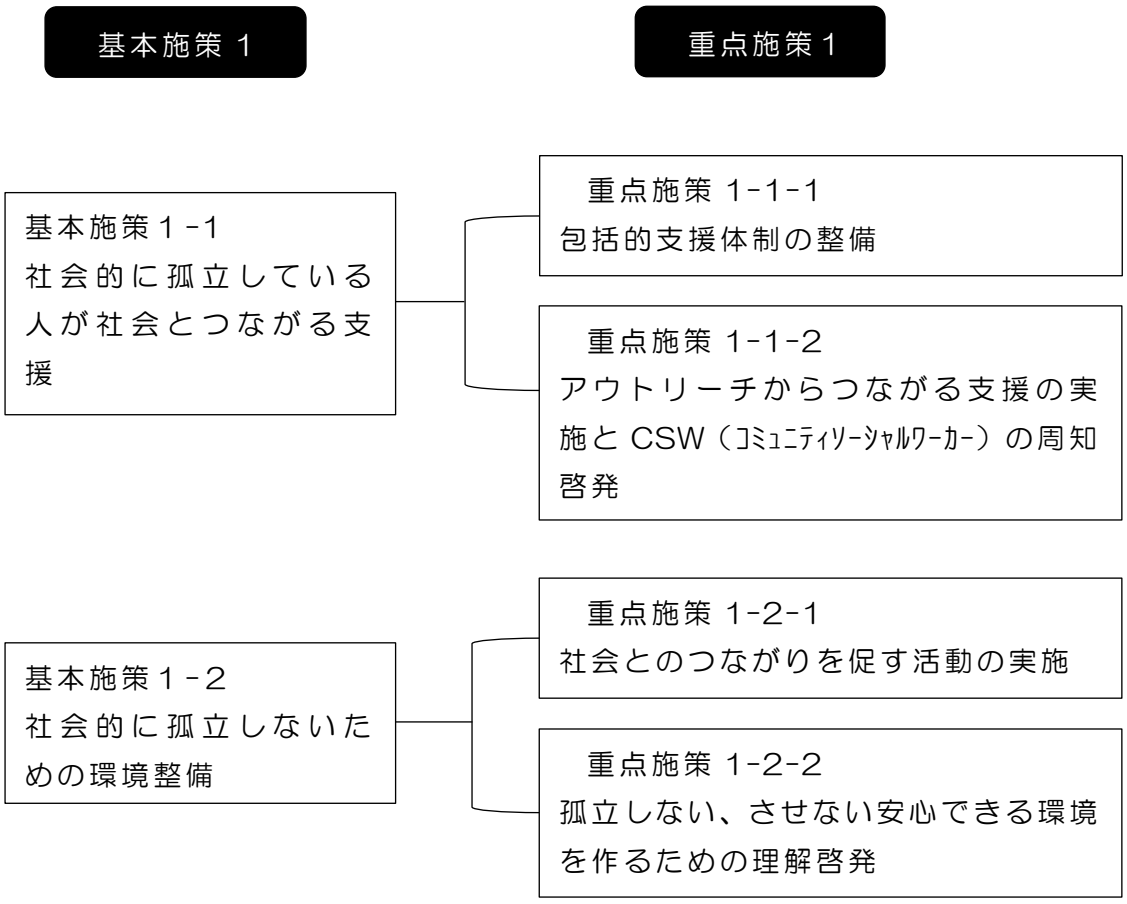

基本施策１-1　社会的に孤立している人が社会とつながる支援

◎　孤立のリスクが高いハイリスク層と、住民全体を対象とした予防的支援の双方の視点から孤立問題へアプローチします。

基本目標１-１はすでに社会的に孤立という条件や範囲に属した人が社会とつながるため、「包括的支援体制の整備」と「アウトリーチからつながる支援の実施と CSW（ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ）の周知啓発」を推進します。

重点施策１-１-1「包括的支援体制の整備」は、高齢、障がい、子育て、生活困窮など、分野ごとに分かれていた支援をつなぎ、地域住民の複雑化・複合化した課題に対して、切れ目なく支援できる体制を作ることを目指すものです。重点施策 1-1-2「アウトリーチからつながる支援の実施」は、支援を必要としている人が、自ら相談に来るのを待つだけではなく、能動的に地域へ出向き、困り事を抱える人を早期に発見し、必要な支援につなげていく取り組みです。

また、孤立問題を始めとした高齢者のひきこもり、生活困窮、ヤングケアラーなど、表面化しにくい課題に対して専門職として CSW を配置します。地域福祉相談事業の

実施に加え、訪問活動や地域住民との関わりを通じて実態の把握、また、関係機関や地域の支援者と連携した、継続的な見守りや支援を進めます。

あわせて、CSW の認知度向上に向けた周知啓発活動を展開します。地域住民や関係機関に対して、CSW の役割や活動内容を広く知ってもらうことで、地域の包括的な相談支援体制の理解を深め、複合的な困りごとを円滑に受け止める、相談窓口として定着を図ります。

◆包括的な相談支援体制のイメージ図

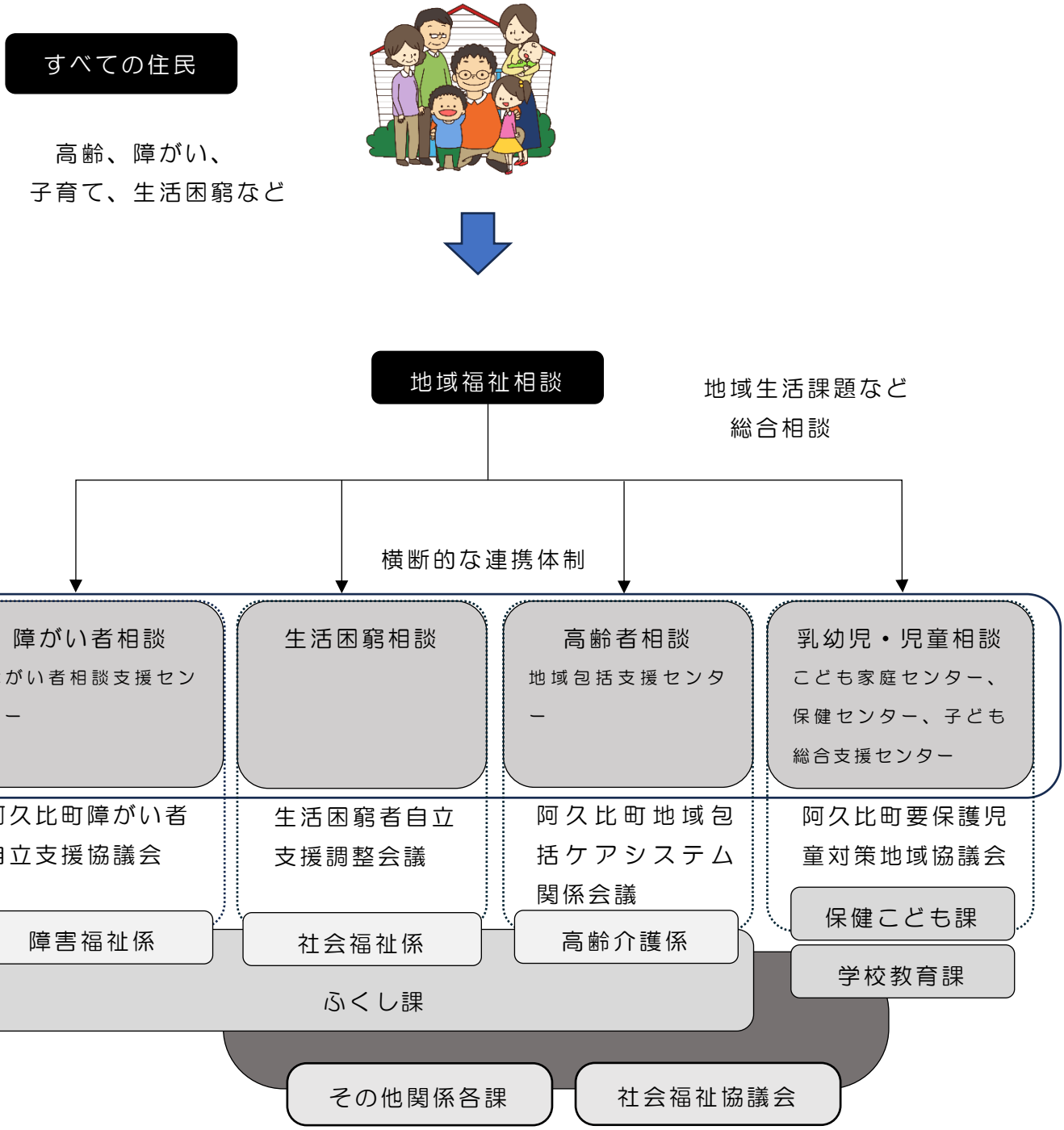

基本施策 1-2　社会的に孤立しないための環境整備

◎　基本目標 1-2 では、住民全体を対象として重点施策「社会とのつながりを促す活動の実施」、「孤立しない、させない安心できる環境を作るための理解啓発」を進めていきます。

重点施策１-２-1「社会とのつながりを促す活動の実施」は、年齢や障がいの有無、生活状況に関わらず、地域住民一人ひとりが孤立せず、地域の中で人との関わりや役割を持ちながら暮らせるよう支援する取り組みです。

具体的には、地域交流サロンや地域行事への参加促進、居場所づくり、見守り活動などを通じて、人と人とのつながりを深めることを目指します。これらの活動により、孤立の防止や生きがいづくり、災害時の助け合いなど、地域で支え合う意識の醸成につながり、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

重点施策１-２-2「孤立しない、させない安心できる環境を作るための理解啓発」は、地域住民一人ひとりが孤立問題を自らの問題とし認識し、互いに支え合う意識を醸成するための取り組みです。

具体的には、権利擁護に関する理解を促進するとともに、成年後見制度や身寄りのない高齢者への日常生活自立支援、意思決定支援などの普及啓発を図ります。関係機関との連携を強化し、判断能力に不安のある人や権利侵害の恐れのある人が必要な支援につながる体制を充実させます。

また孤立防止に向けた講演会などを開催することで、地域全体で「孤立しない・させない」意識を広げ、誰もが尊厳をもって安心して暮らし続けられる地域づくりを推進していきます。

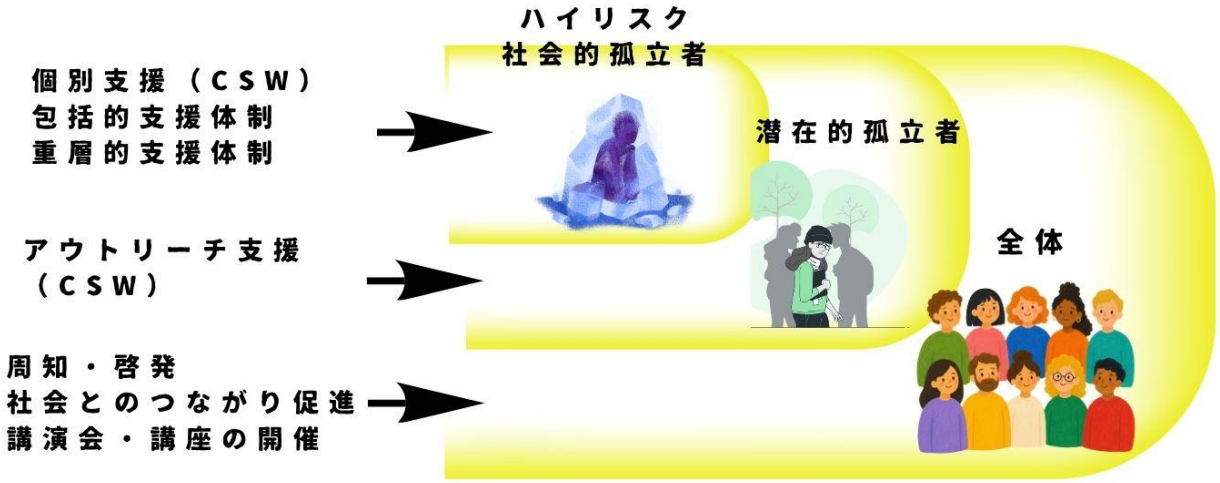

【基本目標１の達成にむけて】

【基本目標１】孤立なく、つながり支え合える地域づくり

本体系表は、「現状」と「目指すべき状態」のギャップを埋める手段として「施策」を位置づけています。今後の計画推進において、目標への到達度を検証・評価しやすくするために整理されたものです。

現状	CSW （ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ）の配置や各種相談窓口の設置により、支援の基盤づくりは進められているものの、複雑化・複合化する課題に対する包括的な連携体制や具体的な解決方策の検討はまだ十分とは言えない状況です。また、支援が必要な人やその家族が自ら相談につながるよう、CSW の存在や社会的孤立に関する住民へのさらなる周知・啓発が求められています。



基本施策	1-1：社会的に孤立している人が社会とつながる支援
重点施策	1-1-1：包括的支援体制の整備 （複雑化・複合化する事案への多機関支援）
	1-1-2：アウトリーチからつながる支援の実施と CSW の周知啓発 （孤立者への能動的支援と CSW の周知啓発）
目指すべき状態	多機関連携による包括的な支援体制が整備され、複雑化・複合化する事案に対しても適切な支援が一体的に提供されている。また、CSW の認知向上と能動的なアウトリーチにより、孤立している人が早期に支援につながっている。

現状	サロン活動等の場はあるが参加を促す動きは十分ではないため、社会とのつながりが乏しく、孤立または将来的な孤立が危惧される住民がいる。また、権利擁護や成年後見制度に対する住民の認知度はまだ低く、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らすための土壌づくりとして、町全体での理解を一層深める必要があります。



基本施策	1-2：社会的に孤立しないための環境整備
重点施策	1-2-1：社会とのつながりを促す活動の実施 （サロンや地域への社会参加の促進）
	1-2-2：孤立しない、させない安心できる環境を作るための理解啓発 （権利擁護、成年後見制度等の理解啓発と講演会などの実施）
目指すべき状態	サロン活動等の地域活動への参加が促進され、住民が社会とのつながりを保ち続けている。併せて、権利擁護や成年後見制度への理解が町全体で深まり、誰もが孤立することなく、身寄りの有無にかかわらず、自分らしく、安心して暮らせる土壌が整っている。

２　基本目標２「地域・ふくしに関心を持つことのできる地域づくり」

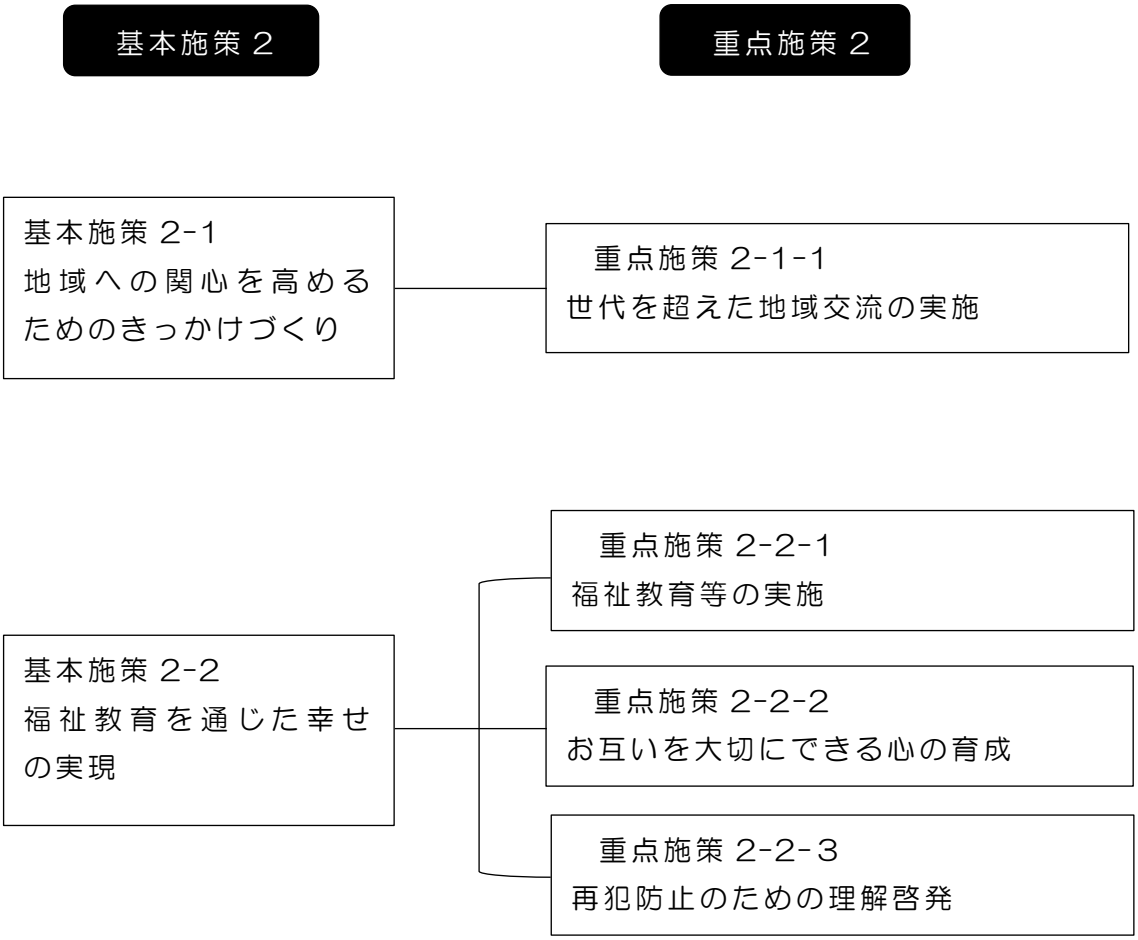

基本施策 2-1　地域への関心を高めるためのきっかけづくり

◎　地域への関心を高め、その地域を作っているのは住民自身であることを感じ、そこに暮らす人々が互いに支え合って安心して暮らせる地域になっていくことを目指します。

地域への関心を高めるためには、住民一人ひとりが「地域を自分事として感じられる機会」を増やすことが重要です。そのためには、世代や立場を問わず気軽に参加できる活動や交流の場を作り、地域の魅力や課題を知るきっかけを提供する必要があると考え、重点施策 2-1-1「世代を超えた地域交流の実施」を進めていきます。

例えば、地域福祉ミーティングなどを通して、住民同士が顔の見える関係を築くことで、地域への愛着や支え合いの意識を育むことができます。また、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流機会を設けることで、孤立の防止や新たなつながりづくりにも貢献できます。

基本施策 2-2　福祉教育を通じた幸せの実現

◎　福祉教育を通じて、誰もが互いを尊重し、思いやりをもって生活できる地域社会の実現を目指します。本計画における福祉教育とは、単なる知識の習得にとどまらず、学校や福祉施設等と連携した体験や交流を通じて、地域福祉への関心と理解を深める取り組みを指します。

重点施策 2-2-1「福祉教育等の実施」では、知識を学ぶだけでなく、地域の人との交流や体験を通じて、主体的に自らできることを考え、行動する力を養います。

重点施策 2-2-2「お互いを大切にできる心の育成」では、年齢や立場、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの違いや個性を認め合う姿勢が必要です。相手の気持ちに寄り添い、お互いを尊重し合える関係づくりや意識づくりを進めることで誰もが安心して暮らせる地域になるように推進します。

重点施策 2-2-3「再犯防止のための理解啓発」では、罪を犯した人や生きづらさを抱える人を地域から排除するのではなく、地域社会の中で立ち直りを支えていくという理解を深めることが重要です。そのため、再犯防止に関する正しい知識や現状についての理解啓発を進め、偏見や差別のない地域づくりを推進します。



【基本目標２の達成に向けて】

【基本目標２】地域・ふくしに関心を持つことのできる地域づくり

現状	アンケート調査等から、地域活動やボランティアに「参加したい」という意欲を持つ住民は半数に上る一方で、10 代・20 代の若年層では「参加するつもりはない」との回答が６割あり、世代間で地域への関心に大きな差が見られます。幅広い世代、特に若年層や子育て世代が地域に興味を持ち、参加の第一歩となるような魅力ある交流の機会づくりが不足しています。



基本施策	2-1：地域への関心を高めるためのきっかけづくり
重点施策	2-1-1：世代を超えた地域交流の実施 （地域交流イベントの企画立案等）
目指すべき状態	地域交流イベント等を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる機会が創出されている。世代を超えた交流をきっかけに、これまで地域活動に参加していなかった層が地域への関心を高め、主体的に地域と関わる土壌が育まれている。

現状	住民に向けて、福祉への関心を持ってもらうための機会づくりや情報発信、啓発が不足している現状があります。誰もが地域社会の一員として受け入れられ、また一員として支える側にもなるよう、福祉教育や各種講座を通じて、相手の立場を思いやる心や相互理解を育む取り組みが求められています。



基本施策	2-2：福祉教育を通じた幸せの実現
重点施策	2-2-1：福祉教育等の実施
	2-2-2：お互いを大切にできる心の育成
	2-2-3：再犯防止のための理解啓発 （講座や講演会の実施）
目指すべき状態	福祉教育の推進により、住民一人ひとりが相手の立場に立って考え、お互いを大切にする心が育まれている。また、再犯防止をはじめとする多様な福祉課題に対する理解が町全体で深まり、偏見のない、誰もが地域社会の一員として温かく受け入れられる環境が実現している。

３　基本目標３「みんなが担い手になれる地域づくり」

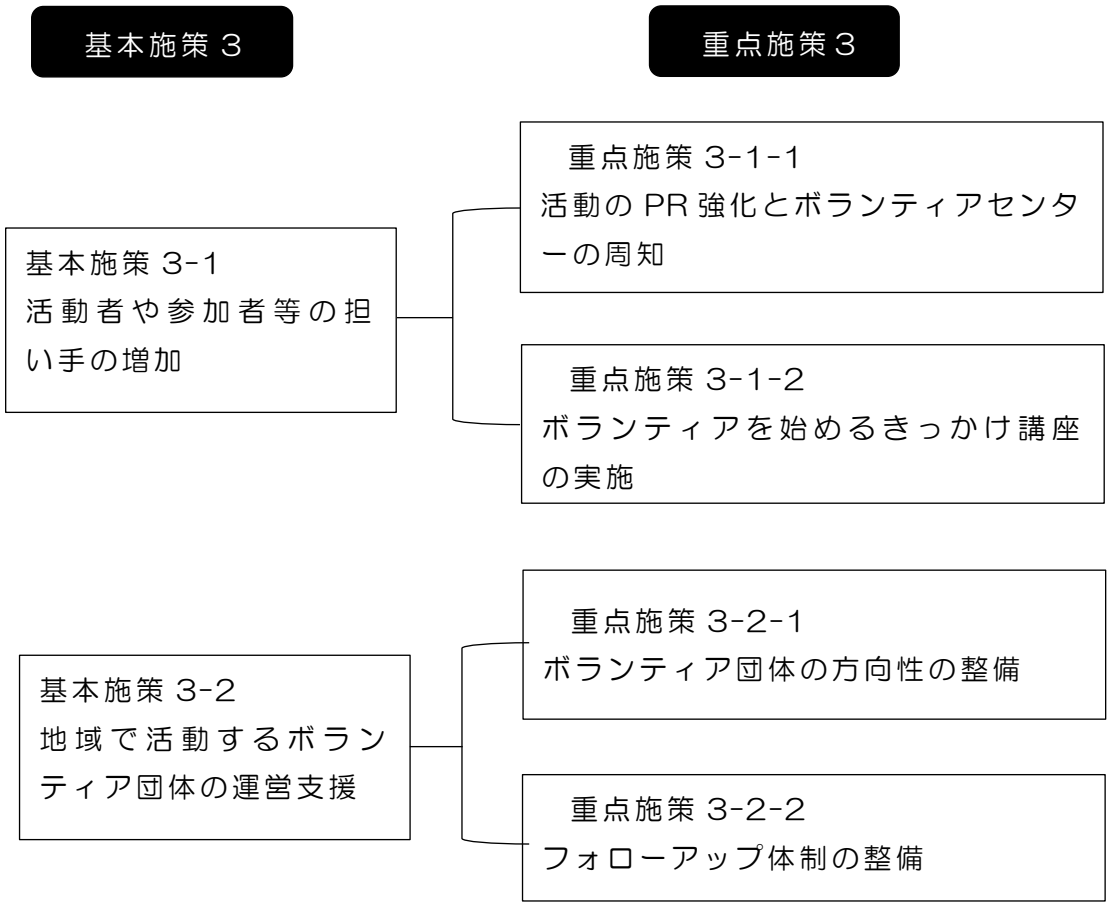

基本施策 3-1　活動者や参加者等の担い手の増加

◎　地域福祉を推進していくために、多くの住民が地域活動に関心をもち、それぞれの立場で参加できる環境を作ります。

重点施策 3-1-1「活動の PR 強化とボランティアセンターの周知」では、ボランティア活動や地域行事、サロン活動などの活動団体の存在と活動内容を広く PR し、興味を持つ機会と参加する機会を充実させ、誰もが気軽に地域活動に関われるきっかけづくりを進めます。

情報伝達の確実性を期すため、SNS 等のデジタルツールと広報等の紙媒体を併用し、幅広い世代に、わかりやすい情報発信を展開します。ボランティア活動等が身近で参加しやすいものであると認識してもらうことで、参加への心理的ハードルの低減を図ります。

また、ボランティアセンターが地域住民にとって利用しやすい存在となるよう、活動内容や相談機能について積極的な周知を行います。

重点施策 3-1-2「ボランティアを始めるきっかけ講座の実施」として、地域住民が気軽にボランティア活動へ参加できるよう、ボランティアを始めるきっかけとなる講

座や体験会を実施します。ボランティア活動の意義や地域の現状、具体的な活動内容などをわかりやすく伝えることで「自分にもできることがある」という気づきや参加意欲につなげます。

基本施策 3-2　地域で活動するボランティア団体の運営支援

◎　地域で活動するボランティア団体が継続的かつ安定的に活動できるよう、運営に関する支援を行います。活動に必要な情報提供や相談支援、団体同士の交流機会の創出を通じて、活動しやすい環境づくりを進めます。

重点施策 3-2-1「ボランティア団体の方向性の整備」として、ボランティア団体が継続的かつ効果的に活動していくためには、時代に応じた活動目的や役割、目指す方向性を共有し、組織としての基盤を整えることが重要です。そのため、団体内で活動理念や目標を確認し合い、地域住民のニーズに応じた活動内容の整理・見直しができるよう支援します。さらに、世代交代や新たな担い手の育成を見据えながら無理なく継続できる運営を支援し、また続けるだけでなく世代交代や新たな団体の立ち上げにつながるように、必要に応じて団体の解散までをも含めた幅広い相談に対応できるような体制を作ります。

また、地域活動やボランティア活動を継続的な取り組みとして定着させるためには、活動開始後の不安や課題に寄り添うフォローアップ体制が重要です。そこで重点施策 3-2-2「フォローアップ体制の整備」として、活動者への相談支援や情報提供、団体間の交流機会の充実を図り、安心して活動を続けられるような環境を作ります。一人ひとりの想いや力を大切にしながら、継続的な支え合い活動と担い手育成につながるフォローアップ支援を推進します。

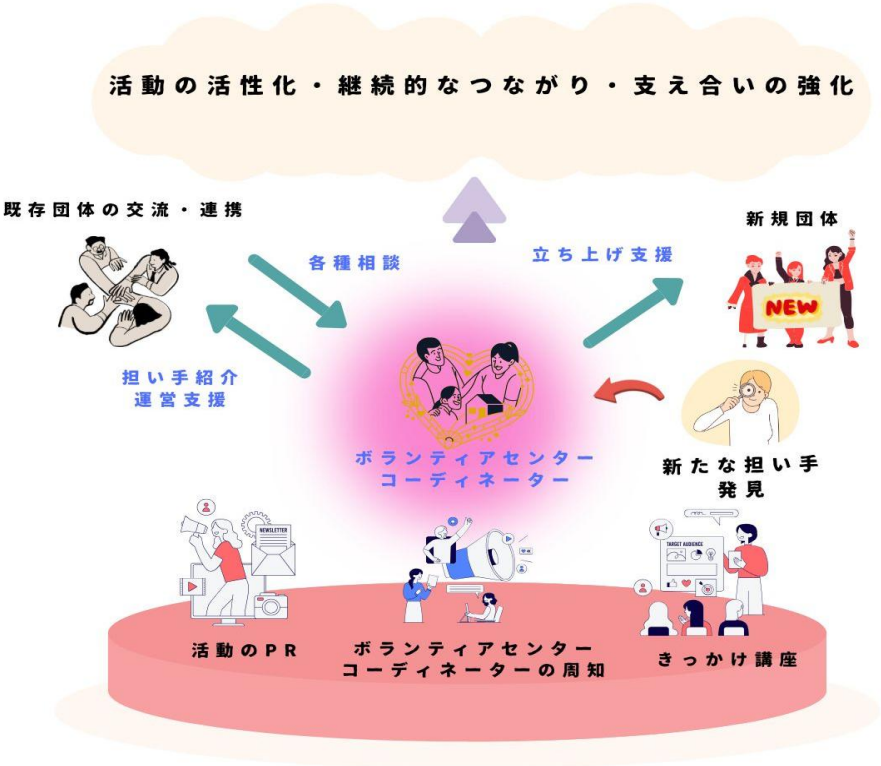

【基本目標３の達成に向けて】

【基本目標３】みんなが担い手になれる地域づくり

現状	「地域活動に参加したい」という潜在的な意欲を持つ住民が多く存在するにもかかわらず、実際の活動には結びついていないのが実情です。また、ボランティアセンターの個人登録数やグループ会員数も減少傾向にあり、活動を始めるための具体的な「きっかけ」づくりや、興味関心を引く効果的な PR、新たな担い手を活動へ誘導することが求められています。



基本施策	3-1：活動者や参加者等の担い手の増加
重点施策	3-1-1：活動の PR 強化とボランティアセンターの周知
	3-1-2:ボランティアを始めるきっかけ講座の実施（交流の場づくり）
目指すべき状態	活動の積極的な PR やボランティアセンターの周知により、地域活動の魅力や情報が住民に広く行き渡っている。また、交流の場を兼ねた「きっかけ講座」等を通じて参加へのハードルが下がり、潜在的な関心を持っていた層が実際の活動へと一歩を踏み出し、多様な担い手の増加につながっている。

現状	既存のボランティア団体や当事者団体等では、会員の減少や高齢化が進んでおり、活動を継続するための担い手不足が深刻な課題となっています。団体が持続的に活動を展開していくためには、団体間の情報交換の場を設けたり、既存の団体と新たな担い手をつないだりなど、運営面をバックアップするフォローアップ体制の構築が必要です。



基本施策	3-2：地域で活動するボランティア団体の運営支援
重点施策	3-2-1：ボランティア団体の方向性の整備
	3-2-2：フォローアップ体制の整備（情報交換）
目指すべき状態	ボランティア団体の方向性が明確に整理され、それぞれの特色や強みを活かした活動が展開されている。また、団体間の情報交換や継続的なフォローアップ体制が機能することで、活動における悩みや課題が共有・解消され、地域全体で協力し合いながら持続的に活動できる安定した運営基盤が確立されている。

第６章　地域福祉計画の推進体制

１　地域福祉計画の進行管理
２　地域福祉計画の評価
　～地域福祉を推進していくための評価～
３　社会福祉協議会の役割
４　社会福祉を目的とする事業を経営する者との連携

第６章　地域福祉計画の推進体制

１　地域福祉計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、住民参加のもとに地域福祉を推進するために、社会福祉関係団体などで構成する「地域福祉計画推進委員会」を設置し、計画の進捗管理や見直し、評価を行います。推進委員会では、計画推進に必要なテーマ別のネットワーク会議を置き、各テーマ別の課題の取り組み方針などを検討し、推進状況の確認、評価、見直しを行います。

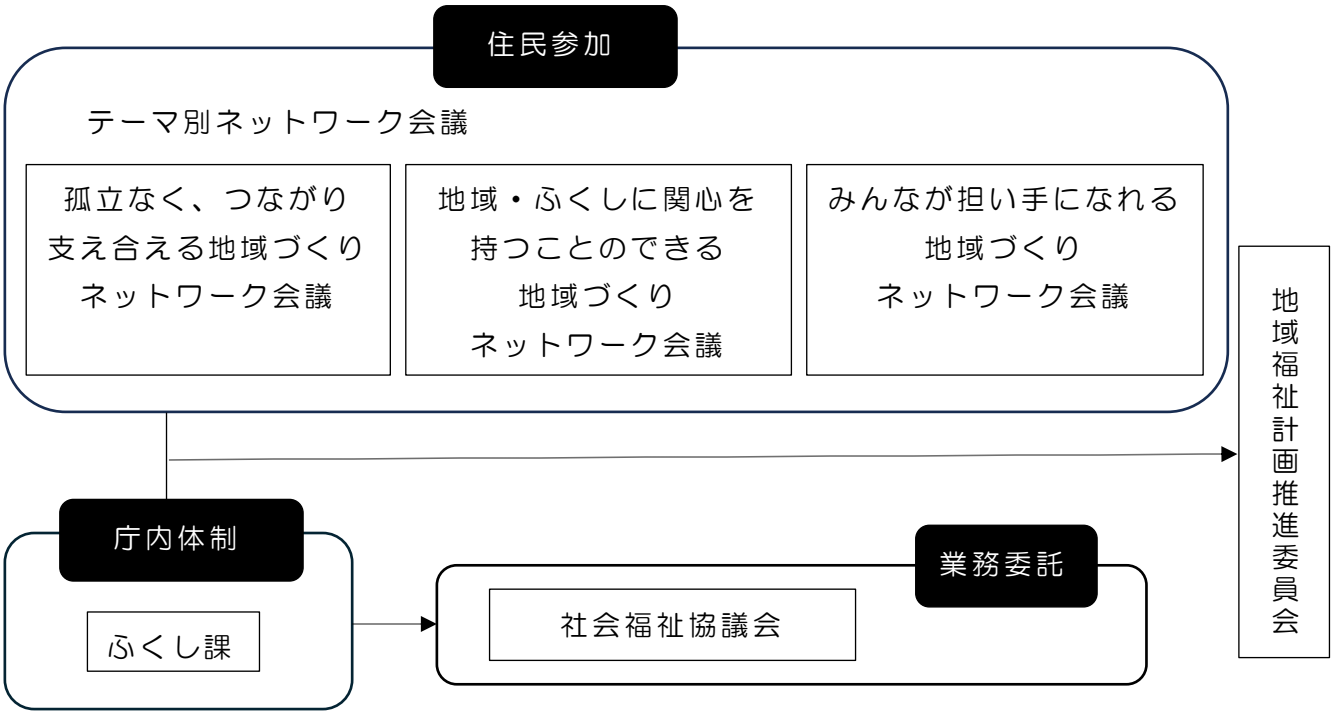

項目	説明
地域福祉計画 推進委員会	地域関係者、福祉関係者、福祉関係事業者、学識経験者などで構成する地域福祉計画推進委員会を設置し、地域福祉計画の推進に関して進捗状況の確認、評価、見直しを行います。
テーマ別 ネットワーク会議	住民参画の一環として、本計画のテーマ別にネットワーク会議を随時開催し、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政の連携を図るとともに、重点施策などの取り組み方針などを検討します。
ふくし課	計画推進の主管課であり推進管理や見直し、推進委員会の運営、ネットワーク会議の運営を行います。
社会福祉協議会	阿久比町からの委託を受け、地域福祉計画やネットワーク会議に基づく事業、イベントの実施をします。

２　地域福祉計画の評価

～地域福祉計画を推進していくための評価～

本計画では、基本施策ごとに１年間をサイクルとして、評価を実施します。事業実施時に、参加住民から収集したアンケートを、評価の材料に取り入れ、住民目線での事業の改善も行えるよう、評価を実施していきます。

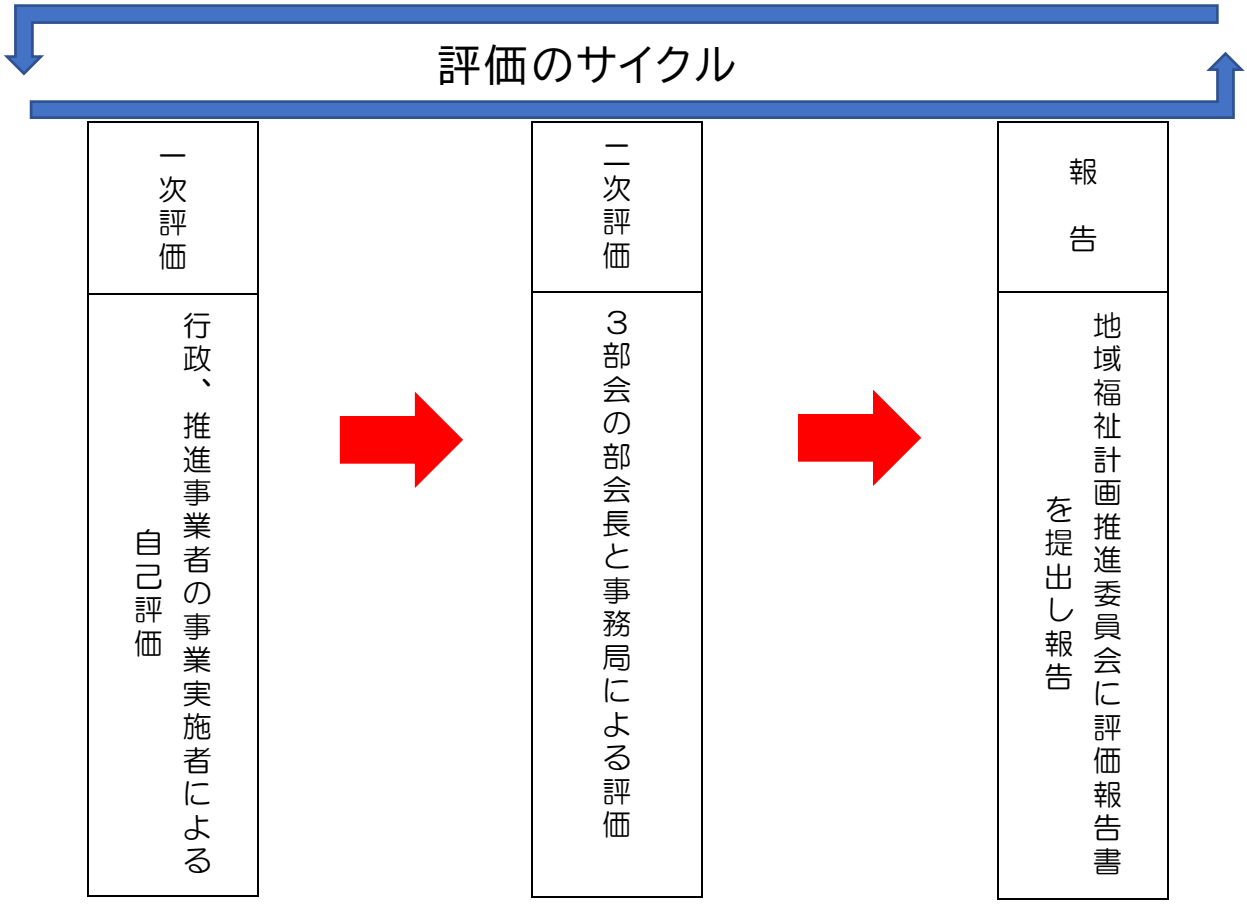

ステップ	担当	実施内容の詳細
一次評価 （２～３月）	行政及び 推進事業者の事業実施者	【量的評価】　施策・事業評価シートを作成し、目標に対する実績や課題を整理 【質的評価】　事業参加者から得たアンケートをもとに、客観的データを準備
二次評価 （４月）	３部会の部会長及び 事務局	一次評価の「施策・事業評価シート」を確認。一次評価者への聞き取りと、事業参加者アンケートをもとに「評価報告書」を作成
報　告 （５～６月）	地域福祉計画推進委員会	二次評価で作成した評価報告書を委員会に提出し、報告を実施

・報告書で指摘された改善点を、当年度・次年度の事業内容に反映させ、計画を推進していきます。

・施策・事業シートは、基本施策ごとに１つ、計６つ作成します。

３　社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会の役割は、地域住民や関係機関と協力しながら「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を進めることです。

社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的とした自主事業のほか、町からの委託事業、介護保険事業を行ってきました。職員は、社会福祉士等の専門資格を有する者で構成され、その知識や経験を活かした活動が今後、より必要となります。

行政と社会福祉協議会が連携し、地域福祉計画を推進することで、その機能の充実、強化に努めます。

４　社会福祉を目的とする事業を経営する者との連携

行政だけでなく、社会福祉協議会、社会福祉法人、介護事業所、障害福祉サービス事業所、NPO 法人、医療機関などの福祉関係機関が連携し、地域課題の解決に取り組みます。

地域福祉計画では、住民の複雑化・複合化する課題に対応するためひとつの機関だけでなく、多機関協働による包括的な支援体制づくりが重要とされています。

第１次、第２次の計画に引き続き、今後も多様な社会の資源の活用と発展につながるよう、社会福祉法人、NPO 法人等の福祉関係機関との連携強化に努め、地域福祉の推進を図ります。

資料編

１　策定委員会
２　作業部会
３　事務局等
４　用語説明

１　策定委員会

⑴　阿久比町地域福祉計画策定委員会設置要綱

阿久比町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした阿久比町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、阿久比町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、計画の策定に関する必要な事項を審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

⑴　識見を有する者

⑵　福祉関係者

⑶　福祉関係事業者

⑷　地域関係者

⑸　行政機関の関係者

⑹　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

４　委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、民生部ふくし課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

⑵　阿久比町地域福祉計画策定委員会名簿

（敬称略）

選出区分	所属・団体名等	氏名
学識経験者 （識見を有する者）	日本福祉大学　全学教育センター	○佐　藤　大　介
	知多郡阿久比町医師団（令和７年度）	角　谷　昌　昭
	知多郡阿久比町医師団（令和８年度）	竹　内　　剛
	ボランティア代表	植　田　千代美
	校長会（令和７年度）	森　岡　千香子
	校長会（令和８年度）	鈴　木　康　弘
福祉関係者 （福祉団体の関係者）	いきいきクラブ連合会	森　　英　夫
	手をつなぐ育成会	竹　内　良　美
	身体障害者福祉会	池　田　美　典
	阿久比さざなみ会	竹　内　ひろみ
福祉関係事業者 （福祉に関する事業に従事する関係者）	阿久比一期一会荘	沖　田　健太郎
	メディコ阿久比	佐　治　浩　功
	パスピ・９８（令和７年度）	村　山　誠　治
	パスピ・９８（令和８年度）	今　村　雄　一
地域関係者 （住民の代表者）	社会福祉協議会	◎大　村　泰　敬
	民生委員・児童委員協議会	永　池　武　光
	孤立なく、つながる安心のまちづくり作業部会	
	次世代につながる支え合いの地域づくり作業部会	佐　藤　俊　治
	パートナーシップでつながる担い手づくり作業部会	大　岩　雄　治
	行政協力員会（令和７年度）	竹　内　誠　敏
	行政協力員会（令和８年度）	新　美　博　章
行政機関の関係者	半田保健所　健康支援課	山　﨑　千　佳
	副町長	蟹　江　信　裕

◎委員長、○副委員長

⑶　阿久比町地域福祉計画策定委員会の実施状況

回数	開催日
第１回	令和７年　７月　２日
第２回	令和８年　３月 19 日
第３回	令和８年　６月 25 日
第４回	令和８年 11 月　２日
第５回	令和９年　２月　　日

２　作業部会

⑴　孤立なく、つながる安心のまちづくり作業部会

・委員名簿

	所属・団体名等	氏名
1	白沢台よりそい会、民生委員・児童委員協議会	永　池　武　光
2	民生委員・児童委員協議会	加　古　惠　造
3	阿久比さざなみ会	竹　内　ひろみ
4	阿久比一期一会荘	若　尾　卓　司
5	日本福祉大学　健康社会研究センター　主任研究員 （東ヶ丘居宅介護支援事業所）	福　定　正　城
6	ハーブ内科皮膚科	入　山　美香子
7	障がい者相談支援センター（令和７年度）	桑　山　利　和
	障がい者相談支援センター（令和８年度）	伴　　あ　き
8	地域包括支援センター	松　田　由　佳
9	ふくし課　障害福祉係・高齢介護係	
10	児童保育課　児童支援係	
11	保健こども課　こども相談係	
12	学校教育課　学校教育係	

・実施状況

回答	開催日
第１回	令和７年　７月１６日
第２回	令和８年　１月２３日
第３回	令和８年　２月２６日
第４回	令和８年　６月　５日
第５回	令和８年１０月１６日

⑵　次世代につながる支え合いの地域づくり作業部会

・委員名簿

	所属・団体名等	氏名
1	民生委員・児童委員、植あいあい会	小　杉　政　明
2	宮津団地ふくしの会	塩　谷　　明
3	行政協力員（令和７年度）	鈴　村　剛　正
	行政協力員（令和８年度）	新　美　博　章
4	社会福祉協議会評議員	細　川　貴　義
5	介護相談　ほたる	竹　内　伸　全
6	いきいきクラブ連合会	森　　英　夫
7	阿久比団地小地域福祉みなみ風	佐　藤　俊　治
8	もちの木園（令和７年度）	堀　田　　学
	もちの木園（令和８年度）	辻　　孝　志
9	地域包括支援センター	西　村　健太郎
10	防災交通課　防災係・交通係	
11	ふくし課　高齢介護係	
12	子育て支援センター	

・実施状況

回数	開催日
第１回	令和７年　７月２３日
第２回	令和８年　１月２３日
第３回	令和８年　２月２６日
第４回	令和８年　６月１１日
第５回	令和８年１０月２２日

⑶　パートナーシップでつながる担い手づくり作業部会

・委員名簿

	所属・団体名等	氏名
1	民生委員・児童委員、宮津サロン	村　瀬　美枝子
2	更生保護女性会	鈴　村　みえ子
3	シルバー人材センター	池　山　陽　子
4	ＮＰＯ法人もやい	岡　戸　久　子
5	子育て支援グループ　むぎ・むぎ	植　田　千代美
6	蒼葉	鈴　木　幸　司
7	いきなり！オヤジ塾	大　岩　雄　治
8	こども食堂ぽかぽか	廣　瀬　　実
9	地域包括支援センター	佐　藤　美　幸
10	企画広報課　企画政策係	
11	社会教育課　公民館係	

・実施状況

回数	開催日
第１回	令和７年　７月２９日
第２回	令和８年　１月２３日
第３回	令和８年　２月２６日
第４回	令和８年　６月１１日
第５回	令和８年１０月　９日

３　事務局等

・計画冊子編纂、計画策定統括事務局

	所属・団体名等	氏名
1	民生部　部長	大久保　英　俊
2	民生部ふくし課　課長	山　田　健　悟
3	民生部ふくし課社会福祉係　係長	服　部　宏　平
4	民生部ふくし課社会福祉係　主事	小　原　冴　輝
5	社会福祉協議会　事務局長	横　江　貞　儀
6	社会福祉協議会　福祉活動専門員	永　田　綾　子

・アドバイザー

	所属・団体名等	氏名
1	日本福祉大学 全学教育センター	佐　藤　大　介

４　用語説明

【ア行】	
アウトリーチ	自発的に援助を求めてこない対象者へのアプローチの方法で、専門職員などが地域に積極的に出て対象者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。
アセスメント	対象者の問題や状況の本質、原因などを理解し援助に必要な方針を立てるため、対象者が何を求めているのか正しく知り、対象者の能力や生活環境などを把握し、生活全般の課題を把握すること。
いきいきクラブ	高齢者の社会参加や健康づくりを目的に各地区で活動を行う「阿久比町いきいきクラブ連合会」の通称。社会的孤立を防止するために行う独居世帯等への見守り活動（一人暮らしや高齢者世帯及び希望者等を定期的に訪問する活動）、地域の集会所等を利用して行うサロンなどのいきいきクラブ友愛活動などを行う。
いきいき福祉活動実施団体	大字又は自治会単位において、地域のボランティア、民生委員・児童委員、いきいきクラブ、子ども会、大字又は自治会関係者が連携して地域の見守り活動、支え合い活動（地域住民が地域の集会所等に参加する活動）、地域支援活動（見守り活動や支え合い活動以外の地域活動）を推進する団体を指す。

【カ行】	
協働	住民、事業者、住民公益活動団体、行政などのそれぞれの主体が、対等な関係の中で、互いの立場や特性を理解しながら、まちづくりという共通の目標にむけて協力して行動すること。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な状態にある高齢者や障がいのある人が、不当な扱いを受けることなく、自らの権利が十分に守られ、安心して暮らしていけるよう支援すること。

【サ行】	
ＣＳＷ （シーエスダブリュー）	コミュニティソーシャルワーカーを意味する略称。 高齢者、障がいのある人、子どもなどの対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う専門職のこと。 コミュニティソーシャルワーカーは、制度の狭間にある課題や複合的な課題への対応を行い、新たな支援の仕組みづくりのための調整やコーディネートなど、地域づくりも行う。
社会的孤立	客観的に見て他者や地域社会との交流が乏しい「状態」を指す。単身か同居家族がいるかによってのみ定義されるものではなく、他者との日常的な交流が客観的に乏しいとされれば社会的孤立であると言える。支援や救済制度の対象から外れた（もしくは制度があっても制度につながっていない）社会的生活が不安定な状態に陥る危険性が高い。
社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織。 行政や関係機関などと連携して、ボランティア事業や小地域福祉ネットワーク活動、普及啓発活動などを推進する。
重層的支援体制	包括的な支援体制を整備するための一つの手法。既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

生活困窮者	就労・心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。 家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代理などを行う。 判断能力が十分なうちに後見人になってもらう人と契約を結び、判断能力が衰えたときに備える「任意後見」と、判断能力が衰えた後に家庭裁判所への申し立てをして後見人を選ぶ「法定後見」がある。

【タ行】	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

【ハ行】	
パートナーシップ	まちづくりなどの事業において、住民、事業者、行政などが各々、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係のこと。
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には６か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出を行っている場合を含む）を示す現象概念のこと。
包括的支援体制	高齢、障がい、児童等の分野ごとの相談体制では対応が困難な、課題が複雑化・複合化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域で孤立・排除されているケースなどを確実に支援につなげるため、既存の相談支援機関を活用し、関係機関、地域住民、民生委員・児童委員等の地域関係者が連携しながら課題解決に向けた一体的な支援を提供し、誰ひとり取り残さない、地域共生社会の実現のための体制のこと。
ボランティアセンター	社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動にすでに取り組んでいる人や、これから取り組もうとする人を応援するため、活動に役立つ情報の収集・発信を行うとともに、たくさんの人が出会い、交流できるような事業を実施する窓口。

【マ行】	
民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。 地域の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役をつとめるなど、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動や支援を行っている。

【ヤ行】	
要介護（要支援）認定	日常生活に支障があり、介護保険法に基づくサービスを利用される場合、町は要介護（要支援）認定の申請を受け、認定調査、主治医意見書をもとに審査を行い、必要な介護の度合いを「要支援１、２」及び「要介護１～５」で表し認定する。